

2018（平成30）年度 自己点検・評価

# 湊川短期大学

## 自己点検・評価報告書

2019（令和元）年12月

目次

自己点検・評価報告書.....	2
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	3
2. 自己点検・評価報告書の概要.....	17
3. 自己点検・評価の組織と活動.....	18
4. 提出資料・備付資料一覧.....	20
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b> .....	<b>31</b>
基準Ⅰ-A 建学の精神.....	33
基準Ⅰ-B 教育の効果.....	36
基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	44
◇基準Ⅰについての特記事項.....	46
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b> .....	<b>47</b>
基準Ⅱ-A 教育課程.....	52
基準Ⅱ-B 学生支援.....	66
◇基準Ⅱについての特記事項.....	81
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b> .....	<b>82</b>
基準Ⅲ-A 人的資源.....	85
基準Ⅲ-B 物的資源.....	95
基準Ⅲ-C 技術的資源を始めとするその他の教育資源.....	101
基準Ⅲ-D 財的資源.....	103
◇基準Ⅲについての特記事項.....	108
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b> .....	<b>109</b>
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	111
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ.....	114
基準Ⅳ-C ガバナンス.....	117
◇基準Ⅳについての特記事項.....	122
<b>【選択的評価基準3. 地域貢献の取り組みについて】</b> .....	<b>123</b>

湊川短期大学

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価基準に基づき、**2018**（平成**30**）年度の湊川短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

**令和2年1月30日**

理事長

浅井 祐子

学 長

末本 誠

ALO

尾崎 剛志

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

#### ①学校法人の沿革

本学は大正8年(1919)神戸市の西部湊川のほとりに、故幸田たま女史の「湊川裁縫女塾」の開設にその端を發し、昭和3年(1928)甲種実業女学校の認可を受け、昭和17年(1942)組織を変更して湊川高等女学校と改称。特に家庭科教員の養成機関として県下にその名を知られていたが、昭和20年(1945)の戦災に遭遇し校舎を全焼、有馬郡下相野の地(現・三田市)に疎開して再発足することとなった。

昭和23年(1948)準学校法人湊川相野学園設置認可。昭和27年(1952)3月、学校法人湊川相野学園設置認可。同4月湊川家政短期大学開学。昭和29年(1954)湊川家政高等学校(現三田松聖高等学校)開校。

#### ②短期大学の沿革

昭和27年(1952)	4月	学校法人湊川相野学園湊川家政短期大学開学
昭和33年(1958)	10月	湊川家政短期大学を湊川女子短期大学と改称
昭和40年(1965)	1月	保育科設置認可
昭和41年(1966)	2月	保母養成所として指定認可
昭和41年(1966)	4月	短大附属西舞子幼稚園及び相野幼稚園設置
昭和44年(1969)	4月	家政科に養護教諭養成課程設置
昭和44年(1969)	4月	短大保育科を幼児教育科と名称変更
昭和45年(1970)	4月	短大附属神陵台幼稚園設置
昭和46年(1971)	4月	幼児教育科を改組し児童教育学科新設 (小学校教諭及び幼稚園教諭養成課程認定) 家政科を家政学科と改称
昭和55年(1980)	4月	家政学科に栄養士課程設置
昭和57年(1982)	4月	短大附属北摂第一幼稚園設置
昭和62年(1987)	4月	家政学科に生活科学専攻・食物栄養専攻設置
昭和62年(1987)	4月	短大附属北摂中央幼稚園設置
平成5年(1993)	4月	短大附属北摂学園幼稚園設置
平成12年(2000)	4月	家政学科に生活福祉専攻(介護福祉士養成施設)設置
平成13年(2001)	4月	家政学科を改組し、人間生活学科に人間健康専攻と生活福祉専攻の2専攻を設置。児童教育学科初等教育専攻を廃止、児童教育学科を幼児教育学科と名称変更
平成13年(2001)	12月	短大附属キッズポート保育園設置
平成14年(2002)	4月	食物栄養専攻を廃止
平成14年(2002)	5月	短大創立50周年記念式典挙行
平成15年(2003)	4月	湊川短期大学に校名変更、男女共学化に移行
平成16年(2004)	4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科幼児教育専攻設置

## 湊川短期大学

		幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更
平成 19 年(2007)	4 月	独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科健康教育専攻設置
平成 21 年(2009)	4 月	学園創立 90 周年を迎える。
平成 23 年(2011)	4 月	短大附属北摂第一幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行
平成 25 年(2013)	4 月	短大に「三田市地域子育て支援センター」を短大附属北摂学園幼稚園から移設
平成 26 年(2014)	3 月	第三者評価機関別評価結果「適格」の認証を得る。
平成 27 年(2015)	4 月	短大附属西舞子幼稚園・神陵台幼稚園・北摂中央幼稚園・北摂学園幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行
平成 28 年(2016)	4 月	キャリア教育センター、地域連携センター、学生相談センター開設
平成 29 年(2017)	4 月	短大附属ぼるとこども園設置 短大本館新築工事竣工
平成 30 年(2018)		人間生活学科生活福祉専攻の募集停止

### (2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

令和元年 5 月 1 日現在

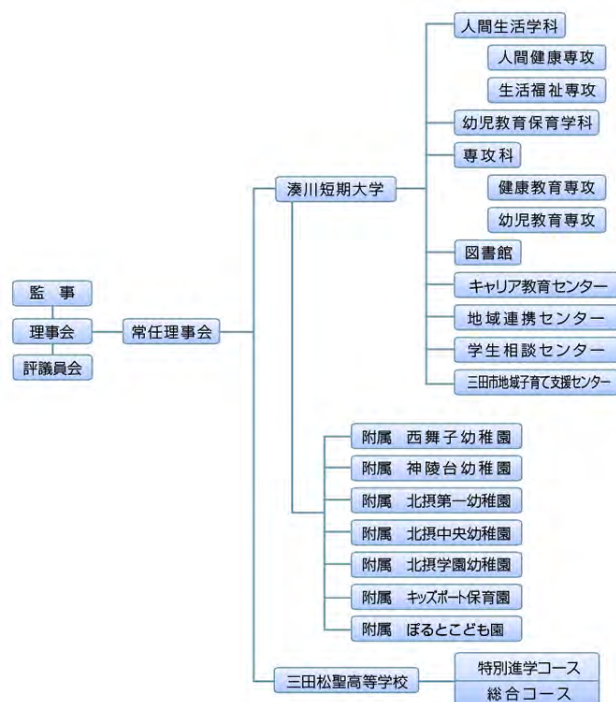
教育機関名	所在地	入学・入園定員	収容定員	在籍者数
湊川短期大学	兵庫県三田市四ツ辻 1430	150 注(20)	330 注(40)	251 注(17)
三田松聖高等学校	兵庫県三田市四ツ辻 1430	210	810	890
湊川短期大学附属 西舞子幼稚園	兵庫県神戸市垂水区 南多聞台 5 丁目 8-1	60	220	200
湊川短期大学附属 神陵台幼稚園	兵庫県神戸市垂水区 神陵台 5 丁目 8-6	59	240	156
湊川短期大学附属 北摂第一幼稚園	兵庫県三田市武庫が 丘 4 丁目 10	98	300	243
湊川短期大学附属 北摂中央幼稚園	兵庫県三田市すずか け台 2 丁目 16	91	305	261
湊川短期大学附属 北摂学園幼稚園	兵庫県三田市学園 7 丁 目 1-3	45	145	139
湊川短期大学附属 キッズポート保育園	兵庫県三田市すずか け台 2 丁目 16	15	70	81
湊川短期大学附属 ぼるとこども園	兵庫県三田市すずか け台 2 丁目 3-1	7	19	19

注：( ) 内は専攻科

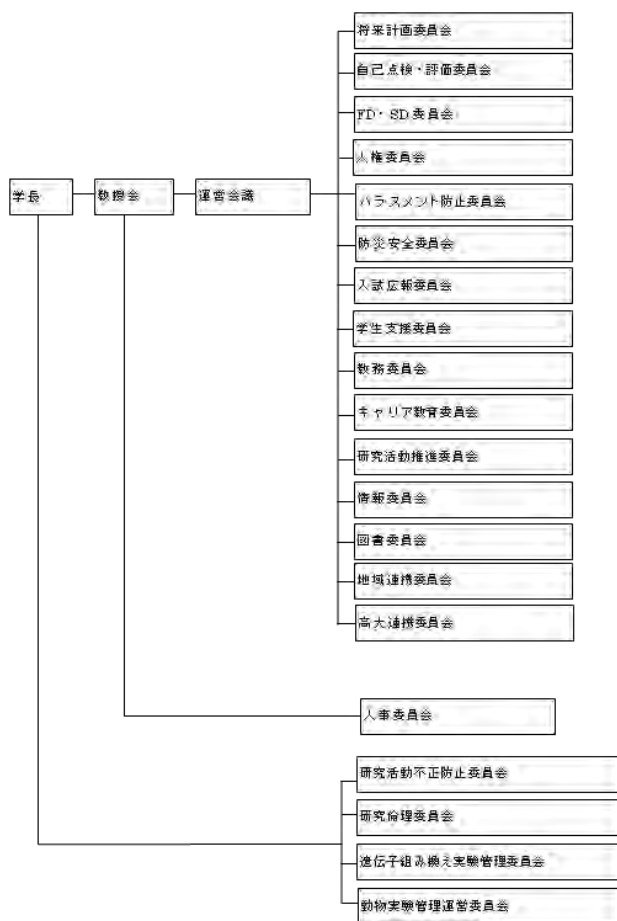
# 湊川短期大学

## (3) 学校法人・短期大学の組織図

令和元年5月1日現在



湊川相野学園法人組織図



湊川短期大学組織図

## 湊川短期大学

専任教員数、非常勤教員数、教員以外の専任職員数、教員以外の非常勤職員数

令和元年5月1日現在

### ①湊川相野学園

専任教員数	非常勤教員数	専任職員数	非常勤職員数
162	111	59	31

### ②湊川短期大学

専任教員数	非常勤教員数	専任職員数	非常勤職員数
26	42	17	0

#### (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

本学が位置する三田市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市の市街地より六甲山系を越えて北へ約25km、大阪市より北西へ約35kmの圏域にある。大都市圏のベッドタウンとして急速な都市化が進んだ一方で、豊かな自然やのどかな田園風景も残っている。そのため産業は、第一次産業（農業（三田米、母子茶など）・畜産業（三田牛））から、第二次産業（北摂三田テクノパーク（総面積136.1ha））、人口増に対応した大規模な商業施設の開発など、多様な形態が見られる。

人口は1985年まで3万人台で推移していたが、ニュータウン開発により急激に増加し、1985年に4万人、1990年に6万人、1991年に7万人、1993年に8万人、1996年に10万人を突破し、右肩上がりに増加した。2015年（平成27年）の人口は112,691人である（国勢調査）。なおニュータウン内に、市内の人口の半分以上が居住している。



本学が位置する三田市は、このように人口が急増した地域であり、三田市内には一定のニーズがある。また、兵庫県内の短期大学で、瀬戸内側の大都市圏から離れた田園地域に位置する短期大学は3校（日ノ本短期大学、豊岡短期大学、本学）のみであり、本学への通学が最も利便性が高いという地域が近隣に広がっている。こうした事情により、本学のニーズはあるといえる。

三田市の位置

(出典：<http://ja.wikipedia.org/>)

学生の入学動向

地域	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
兵庫	92	55.8	84	54.9	118	67.4	110	66.3	102	67.5
大阪	15	9.1	7	4.6	3	1.7	8	4.8	8	5.3
京都	36	21.8	32	20.9	36	20.6	27	16.3	18	11.9
和歌山	5	3.0	3	2.0	5	2.9	4	2.4	5	3.3
上記以外近畿	1	0.6	1	0.7	0	0	1	0.6	0	0
中国	6	3.6	17	11.1	7	4.0	11	6.6	11	7.3
四国	3	1.8	3	2.0	4	2.3	2	1.2	4	2.6
九州	1	0.6	1	0.7	2	1.1	0	0	1	0.7
その他	6	3.6	5	3.3	0	0	3	1.8	2	1.3
合計	165	99.9	153	100.2	175	100.0	166	100.0	151	99.9

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況



[三田の経済（平成 28 年経済センサス-活動調査結果より）（PDF：3,840KB）](#)

[https://www.city.sanda.lg.jp/shoukou\\_kankou/rousei/documents/h28.pdf](https://www.city.sanda.lg.jp/shoukou_kankou/rousei/documents/h28.pdf)

- 短期大学所在の市区町村の全体図



(出典：<http://ja.wikipedia.org/>)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%89%E7%94%B0%E5%B8%82#/map/0>



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

- ①蔵書検索システム、開館時間の延長サービスは利便性を向上させ、図書館の活用をさらに活発にさせると予想される。
- ②OA 教室などはおおむね整備されているが OA 教室の空き時間は限られており、ひき続きコンピュータ台数の確保と学生がいつでも使える環境確保に努力されたい。
- ③学生による授業評価は全ての教科について実施することが望まれる。
- ④卒業生の就職先への調査、進学先、卒業生から在校生へアドバイスのできる機会、また、同窓会との連携を緊密にすることをさらに配慮されたい。
- ⑤長期履修制度については、前向きに検討されたい。
- ⑥事務部門の主要なところは教員が兼務していることから、事務職員のスタッフ・ディベロップメント (SD) 活動の取組みが望まれる。

(b) 対策

- ①図書館内の資料のデータベース化を完了したため、電子データとして蔵書検索可能の状態となった。授業開講時は開館時間を、午後 7 時 (冬期は 6 時半) まで延長するサービスを開始した。
- ②OA 教室のコンピュータを刷新し、同時に机のレイアウトも変更することで、環境の向上を図った。学生がいつでも自由に使えるコンピュータを年次計画で増やしており、現在は本館ラーニング・commons (4LC1 室・4LC2 室) に 22 台 (第三者評価時は多目的室 13 台)、図書館に 4 台 (第三者評価時 3 台) を設置している。
- ③指摘を受けて、令和元年度より、全科目で授業評価を実施した。
- ④学科・専攻の取り組みとして、「卒業生と語る会」の実施、「研修」時に卒業生を講師として招く、附属園に勤務する卒業生を招いての交流などを実施した。学生課進路指導部門として、卒業生アンケートの実施、就職先訪問に取り組んでいる。
- ⑤2016 年度から導入をした。しかしカリキュラム編成上の困難があり、積極的な運用には至っていない。
- ⑥事務部門における教員兼務の状況は、ほぼ解消しており、現状では事務部門は、事務職員が担当している。SD 活動に関して、事務職員を各種研修に積極的に参加させており、専門性の向上を図っている。

(c) 成果

- ①入館者・貸し出し数ともに、第三者評価の時期よりも増加しており、図書館利用の活性化が進んでいる。開館時間を延長した時間帯の利用者も、月平均 60 名程度あり、効果が見られる。
- ②コンピュータ利用に関する環境を向上させたことで、学生がコンピュータを利用する割合が大幅に増加している。その利用目的は、日常の授業の課題作成や卒業研究の作成、情報関連の資格取得のための学修などであり、環境を改善したことによる効果が見られた。
- ③評価の期間を 2 週間程度として、学生が連続して評価票を記入することがないように配慮して実施しているため、妥当な評価が得られていると考えられる。
- ④学生の進路に対する意識の向上につながっている。こうした取り組みも相まって、進路決

定率は例年 90%を越えている

- ⑤オープンキャンパス等で説明する体制をとってはいるが、反応はあまり見られない現状となっている。
- ⑥教員の事務兼務の状況が改善したことにより、本学の教育・研究環境の向上に寄与していると考えられる。

②上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

なし

(b) 対策

(c) 成果

③前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

なし

(b) 改善後の状況等

④評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項

なし

(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	短期大学の教育目的は学則に定め、学生便覧において公表している。同時に、本学 Web サイト「大学概要」（建学の精神・教育目標）に掲載している。 <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/college/">https://www.minatogawa.ac.jp/college/</a>
2	卒業認定・学位授与の方針	本学 Web サイト「大学概要」（建学の精神・教育目標）に掲載している。 <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/college/">https://www.minatogawa.ac.jp/college/</a>
3	教育課程編成・実施の方針	本学 Web サイト「大学概要」（建学の精神・教育目標）に掲載している。 <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/college/">https://www.minatogawa.ac.jp/college/</a>
4	入学者受入れの方針	本学 Web サイト「大学概要」（建学の精神・教育目標）に掲載している。 <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/college/">https://www.minatogawa.ac.jp/college/</a>
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学 Web サイト 「大学概要」（教育情報の公開）Ⅱ. 教育研究上の基本組織 <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu2.html">https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu2.html</a> に掲載
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学 Web サイト 「大学概要」（教育情報の公開）Ⅲ. 教員情報 <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu3.html">https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu3.html</a> 「大学概要」（教員紹介） <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/college/teacher.html">https://www.minatogawa.ac.jp/college/teacher.html</a> に掲載している。
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本学 Web サイト 大学概要（教育情報の公開）Ⅳ. 入学・卒業・進路の状況 <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu4.html">https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu4.html</a> に掲載している。
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学 Web サイト 基本情報一覧（カリキュラム）履修ガイド/シラバス <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/">https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/</a>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学 Web サイト 履修ガイド/シラバス <a href="https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/">https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/</a>

湊川短期大学

10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<p>本学 Web サイトに掲載している。</p> <p>大学概要（教育情報の公開） &gt; VII. 校地・校舎等の施設その他学生環境</p> <p><a href="https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu7.html">https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu7.html</a></p>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<p>本学 Web サイト「入学金・学費等・奨学金について」に掲載している。</p> <p><a href="https://www.minatogawa.ac.jp/exam/expense.html">https://www.minatogawa.ac.jp/exam/expense.html</a></p>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<p>学生相談センター</p> <p><a href="https://www.minatogawa.ac.jp/student/consultation.html">https://www.minatogawa.ac.jp/student/consultation.html</a></p> <p>地域連携センター</p> <p><a href="https://www.minatogawa.ac.jp/society/">https://www.minatogawa.ac.jp/society/</a></p>

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	<p>学校法人湊川相野学園 Web サイト事業報告書 <a href="http://www.minatogawa-aino.net/report/">http://www.minatogawa-aino.net/report/</a> に掲載している。役員名簿</p> <p><a href="http://www.minatogawa-aino.net/common_img/pdf/yakuin.pdf">http://www.minatogawa-aino.net/common_img/pdf/yakuin.pdf</a></p> <p>寄付行為と役員に対する報酬等の支給の基準は準備中</p>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

湊川短期大学における研究活動行動規範

湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程

湊川短期大学における公的研究費の執行に関する管理体制

湊川短期大学における公的研究費の物品調達等事務手続きルール

湊川短期大学における公的研究費の物品調達に係る納品・検収（業者の皆様へ）

湊川短期大学における公的研究費の不正な使用の通報（告発）窓口の設置について

湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制

湊川短期大学における公的研究費の適正管理に関する相談窓口について

湊川短期大学における公的研究費の不正防止計画

湊川短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手續等に関する取扱要項

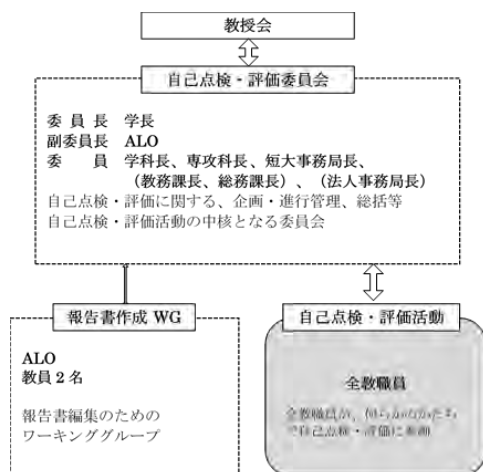
湊川短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い規程  
以上短大規程集

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元（2019）年度を中心に）

自己点検・評価委員会：末本（学長）、尾崎（ALO）、野崎（幼児教育保育学科長）、鶴田（人間生活学科長）、大西（法人本部総務部長）、金澤（短大事務局長）、堀（参与）、馬把（短大事務局総務課長）、渡邊（短大事務局教務課長）

自己点検・評価の組織図



自己点検評価委員会の活動

本委員会は学長のリーダーシップのもと、各学科長及び短大事務局、法人本部からメンバーを集めており、それぞれの組織において必要な情報の伝達、役割の分担などを支持し、1年間の活動状況について、各学科専攻・委員会、センターなどの活動を振り返るようになっている。

自己・点検評価は各項目について分担執筆の形をとり、すべての教職員が何らかの形でかかわるようになっている。各学科・委員会・センターでは、必要に応じて記述内容の確認をし、課題などについても事前に共有することを行っている。また報告書は作成後すぐに公開され、すべての教職員が内容を確認することができるようになっている。これらから、報告書に記載された課題について、遅くとも翌年度以降の様々な計画に反映できるようになっている。

2019年度については、教授会において観点別項目の確認や記述方法の確認を教授会において実施し、委員会はそのための事前の打ち合わせ、自己点検評価のスケジュールリング、2020年度受審に向けた体制の確認、自己点検評価で上がってきた課題の確認等を行っている。（**具体的日程については以下の通り。**）

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

## ＜根拠資料＞

提出資料 1 2018 年度学生便覧、2 2018 年度教務案内、

- 3 湊川短期大学 2019 大学案内、4 2019 年度学生募集要項、  
5 2019 年度指定校推薦募集要項、6 2019 年度総合型選抜ガイド (AO)、  
7 本学 Web サイト (<https://www.minatogawa.ac.jp/college/>)

備付資料 1 湊川相野学園七十周年誌、2 湊川相野学園 80 周年誌、

- 3 学校法人湊川相野学園 90 周年誌、  
4 学校法人湊川相野学園創立 100 周年記念誌、4 - 1 学園誌「みなとがわ」、  
5 - 1 連携協定書、5 - 2 三田市市民大学募集要項、  
5 - 3 保育士等キャリアアップ講座実施要項、5 - 4 教員免許更新講習実施要項、  
5 - 5 地域連会会議資料 (平成 30 年度地域連携に関する活動実績)、  
48 教授会議事録 (2019.8.28)、

備付資料規程集

学則、地域連携センター規程

## [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## ＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

~~＜観点 (1)＞~~ 本学には短期大学独自の建学の精神は存在しないが、母体である湊川相野学園の建学の精神が存在しており、短期大学の基本的な教育理念・理想は、これによって明確に示されている。(提出 - 1～7)

~~＜観点 (2)＞~~ 本学としての教育理念・理想を明確にするために、「湊川短期大学教育指針」が作られており、これは教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。(提出 - 1、2、7) さらにそれを教育活動として具体的に示すことを目的に「湊川短期大学教育目標」が作られ、それぞれ本学の教育理念・理想を明確に示すものになっている。(提出 - 1～7)

~~＜観点 (3)＞~~ 以上は本学 Web サイトに掲示されているほか、大学案内をはじめとする本学が発行する印刷物に収録されており、広く学内外に表明されている。

~~＜観点 (4) (5)＞~~ 学長は短期大学にとって建学の精神が有する意味を、教授会等の機会にしばしば強調しており、学内で共有する機会が得られている。また、創設者が建学にかけた

## 湊川短期大学

願いにかかわる理念を掘り下げる必要を同じように強調しており、自ら創設者の建学当時の事績にかかわる新しい発見をし、それを教授会において紹介し共有している。(備付 - 4 - 1)  
また湊川相野学園全体の取り組みとして、2019 年度に創設 100 周年を迎えるにあたり、学園の校種間にあった表現の相違を修正し統一したほか、上記のような形で本学の教育における建学の精神の位置づけを、今日の時代に合わせていく必要について、確認し議論している。  
(備付資料 - 4 - 1)

### [区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

### <区分 基準 I -A-2 の現状>

~~<観点 (1)>~~ 地域に開かれた短期大学として、地域住民や現職教員及び保育者のために、三田市民大学（対象：一般市民）、保育士等キャリアアップ講座（対象：現職保育士等）、教員免許更新講習（対象：教員免許更新を希望する方）などを実施している。(備付 - 5 - 2~5 - 5)

~~<観点 (2) (3)>~~ 本学では地域連携センターを組織し、三田市をはじめとする近隣自治体や関係団体との連携・協力による地域貢献活動の実施及び推進にむけてボランティア活動の促進を行っている。また登録ボランティア制度を設け、登録学生に対するボランティア情報の提供や活動勧奨を行っている。(備付 - 5 - 6) そして、地域連携センターが中心となって、地域貢献活動の実施及び推進を図るため近隣自治体や学校、社会教育施設との連携・協力を進めるため、以下の組織等との連携協定を締結し、連携事業を進めている。(備付 - 5 - 1)

- ・兵庫県立人と自然の博物館(2019 年)
- ・兵庫県立川西明峰高等学校 (2018 年)
- ・兵庫県立三田祥雲館高等学校 (2018 年)
- ・兵庫県立有馬高等学校 (2016 年)
- ・兵庫県立三田西陵高等学校 (2015 年)
- ・丹波市 (2015 年)
- ・三田市 (2014 年)

### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

特に無し

### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特に無し

## 【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

### <根拠資料>

提出資料 1 2018 年度学生便覧、2 2018 年度教務案内、2-1 履修ガイド

7 本学 Web サイト「大学概要」(<https://www.minatogawa.ac.jp/college/>)

備付資料 11-2 学科会議事録、4-2 専攻会議録（人間健康専攻、生活福祉専攻）、8-4 教授会議事録、4-3 附属園長会議議事録、4-4 保育実習訪問記録用紙、4-5 実習園作成による成績評価表、4-6 授業で使用した一覧表（生活福祉専攻）、4-7 FD で使用した PWP、4-8 学修成果の自己評価（生活福祉専攻）、5-5 地域連携会議議事録及び資料（平成 30 年度地域連携に関する活動実績）、7-2 本学 Web サイト「シラバス」(<https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/>)、**養護実習校訪問記録、看護臨床見学実習巡回指導報告、施設実習（事業所）巡回訪問記録**

備付資料規程集

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 II-A-6）

### <区分 基準 I-B-1 の現状>

~~＜観点 (1)＞~~ 本学は建学の精神に基づき、次の短期大学固有の教育目的・目標を定めており、その下で各学科・専攻の教育・指導において形成すべき各基本的資質・能力の理念・方針を確定している。（提出 - 1、2、7）

- ① 自分の目的に向けて前向きに努力することができる
- ② 人権意識を持ち、人の痛みを知り、人に心を寄せることができる
- ③ 人と協調して仕事（課題解決）に取り組むことができる
- ④ 地域の課題を自分のこととして受け止めることができる
- ⑤ 先を見通して必要な手順を組み立てることができる
- ⑥ 積極的に自分の考えを表現することができる
- ⑦ 自分の生涯のキャリア形成に関心をもっている

上記の 7 項目を踏まえ、各学科・専攻の教育目的・目標を以下のように設定している。

#### 【人間生活学科】

**教育目標**：湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、医療・福祉・教育の知識・技能を修得し、それらを社会で実際に活かすことができるような人材を育てる。さらに、医療・福祉・教育の観点から地域社会の課題を見つけ、自ら課題解決に取り組むことができるよう努力できる姿勢を育てる。

#### 【人間生活学科人間健康専攻】



**教育目的：**生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と体の健康に関する知識と技術を研究、修得することにより、人とコミュニケーションをとり協調して地域の生活者の健康管理に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

**教育目標：**生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を修得することにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる。

#### 【人間生活学科生活福祉専攻】

**教育目的：**人権を尊重する精神を基盤に、福祉・介護に関する知識と技術を研究、修得することにより、人々の生活の意味や生きることの価値を理解し、相手の立場に立ち自立支援を行うことができる、実践力を備えた有為な福祉職の育成を目的とする。

**教育目標：**自らも生活者であるという視点から人々の生活を理解し、必要な支援をすることができるよう、福祉、介護についての知識や技術を修得し、チームケアを実践することができる人材を育成する。あわせて他者への支援を通して自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる。

#### 【幼児教育保育学科】

**教育目的：**豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育に関する知識・技術を研究、修得することにより、子どもに寄り添う態度とよりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢を備えた、地域の幼児教育・保育を仲間と協同して支えることのできる有為な人材の育成を目的とする。

**教育目標：**仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力および使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する。あわせて、子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる。

以上の人間生活学科、同学科人間健康専攻及び生活福祉専攻、幼児教育保育学科の教育目的は、学則第2章の2の第5条の2として定められている。**(提出 - 8)**

~~＜観点(2)＞~~ これらは、学内向けには学生便覧に掲載されているほか、学外向けに本学 Web サイトにおいて公表されている。また教育目標も同様に、学生便覧および本学 Web サイトに掲載、開示されている。**(提出 - 7)** 非常勤講師に対しても、基本文章を掲載した教務案内によって、本学の精神・理念および各学科・専攻課程の教育目標を伝えている。**(提出 - 2)**

~~＜観点(3)＞~~ 地域社会の要請にこたえるために地域連携会議が組織させており、定期的開催される(年2回)同会議においては、近隣地域から選出された委員(福祉関係者や学校関係者など)に対して各学科・専攻課程の教育目的・目標についての報告の後、意見を求め意見交換を行うことで点検・検討を行っている。幼児教育保育学科の在学生については実習園との連携と情報共有を密にし、保育現場が求める資質を常に把握するようにしている。また、附属園との合同会議や合同研修を通して、求められる保育者像を検討している。また人間生活学科の2専攻においても、実習を行う施設・病院等との打ち合わせ等の機会に同様の検討をしている**(備付 - 5-5、5-7、養護実習校訪問記録、看護臨床見学実習巡回指導報告、施設実習(事業所)巡回訪問記録)**

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-2 の現状>

~~＜観点 (1)＞~~ 本学は法人の建学の精神を基に短期大学独自の規範として次の教育目標を定めており、これが短期大学としての学習成果（本学での表記では「学修」）を示すものとなっている。

- ① 自分の目的に向けて前向きに努力することができる
- ② 人権意識を持ち、人の痛みを知り、人に心を寄せることができる
- ③ 人と協調して仕事（課題解決）に取り組むことができる
- ④ 地域の課題を自分のこととして受け止めることができる
- ⑤ 先を見通して必要な手順を組み立てることができる
- ⑥ 積極的に自分の考えを表現することができる
- ⑦ 自分の生涯のキャリア形成に関心をもっている

~~＜観点 (2)＞~~ 各学科・専攻課程では、以下の知識・技術・能力・態度を学習成果として示している（カッコ内の数字によって対応関係を示す）。**(提出 - 1、2、7)**

**【人間生活学科】** 人間生活学科としての学習成果は、次のように定められている。

#### 学修成果

- (1) 社会性をもち、他者と協調することができる
- (2) 医療、福祉、教育の職に求められる基礎的な知識や技術をもっている
- (3) さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- (4) 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする姿勢をもつ
- (5) よりよい援助を行うために、自ら高め努力しようとする姿勢をもつ
- (6) 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- (7) 地域活動に進んで参加しようとする意志を有する
- (8) 自分のこれからの人生に対する前向きな態度を有する

これら人間生活学科の8つの学習成果は、学科の教育目標を次のように踏まえている。**教育目標**：湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、医療・福祉・教育の知識・技能を修得（2）し、それらを社会で実際に活かす（1、3）ことができるような人材を育てる。さらに、医療・福祉・教育の観点から地域社会の課題を見つけ（6、7）、ら課題解決に取り組むことができるよう努力できる姿勢（4、5、8）を育てる。

#### **【人間生活学科人間健康専攻】**

人間健康専攻の6つの学習成果は、次のように定められている。

#### 学修成果

- (1) 仲間や集団と協調することができる
- (2) 医療・教育の職に求められる基礎的な知識や技術を修得し、それを実地に活かすことができる
- (3) 人権意識を持ち、人と協調して課題解決に当たることができる
- (4) 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度を有する
- (5) 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する
- (6) 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する

これらの人間健康専攻の6つの学習成果は、次のような形で同教育目標を踏まえている。**教育目標**：生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を修得する(1、2、3)ことにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する(4)。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる(5、6)。

#### 【人間生活学科生活福祉専攻】

生活福祉専攻の学習成果は、次のように示されている。

#### 学修成果

- (1) 人間の尊厳を理解している
- (2) 生活についての自らの考えをもっている
- (3) 対人援助に関するエビデンスを理解することができる
- (4) 社会のなかでの自分の役割を理解することができる
- (5) 協同して課題を解決しようとするすることができる
- (6) 学び続けることの必要性を理解している
- (7) 自らの人生について目標をもっている

これら7つ学習成果は、次のような形で専攻の教育目的を踏まえている。

**教育目標**：自らも生活者であるという視点から人々の生活を理解し(1、2)、必要な支援することができるよう、福祉、介護についての知識や技術を修得し(3)、チームケアを実践することができる人材を育成する(4、5)。あわせて他者への支援を通して自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる(6、7)。

#### 【幼児教育保育学科】

幼児教育保育学科の学習成果は、次のように定められている。

#### 学修成果

- (1) 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- (2) 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- (3) 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- (4) よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- (5) 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

これら5つの学習成果は、次のような形で学科の教育目標を踏まえている。

**教育目標**：仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力および使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する(1、2)。あわせて、子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度(3)、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢(4)、

自分の人生を前向きに考えていく気持ち（5）を育てる。

＜観点（3）＞ 人間生活学科及び人間健康専攻・生活福祉専攻と幼児教育保育学科の学習成果については、学内向けには学生便覧および履修ガイドで、学外向けには本学 Web サイトで表明している。（提出 - 1、2、7）

＜観点（4）＞ 人間生活学科および人間健康専攻では、定例の学科会議（毎月 1 回実施）において、学生の学習成果の点検および評価を行っている。特に、免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況については精査を行い、教育水準の向上に努めている。生活福祉専攻においても半期ごとに免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況について精査を行っている。幼児教育保育学科では、定例の学科会議（毎月 1 回以上実施）において、学生の学習成果の点検を行っている。特に、免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況について精査を行っている。（備付 - 11 - 2 学科会会議録）

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### ＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

＜観点（1）＞ 本学は各学科・専攻・専攻科ごとに、三つの方針を一体的に定めている。人間生活学科（人間健康専攻および生活福祉専攻）、幼児教育保育学科の DP は、「学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学・介護福祉学・幼児教育保育学）の学位を授与する。」と定めている。また、CP は、「短期大学での教育指針、教育目標、（人間生活学科・幼児教育保育学科の）教育目標、同 DP に示す人材を育成するため、以下の方針でカリキュラムを編成する。」と定めている。AP は、「建学の精神と短期大学の教育指針・教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を（人間生活学科【人間健康専攻および生活福祉専攻】、幼児教育保育学科）の学生として受け入れる。」と定めている。以上のように、本学では、短期大学、人間生活学科および人間健康専攻および生活福祉専攻、幼児教育保育学科、それぞれの教育指針や教育目標に基づき、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。（提出 - 1、2、7）

＜観点（2）＞ 三つの方針は、2016（平成 28）年度末に学科会および専攻会において議論を重ねて改訂された。また、2018（平成 30）年度末に学科会および専攻会において見直しの必要性について議論を行った。

＜観点（3）＞ 本学全体および各学科・専攻課程においては、三つの方針を踏まえ、入学試験の実施やカリキュラム編成（教養科目や専門科目の設置など）を行い、シラバスにおいても DP との対応を示している。人間生活学科生活福祉専攻では、三つの方針を踏まえた学習成果について、学生自身が目標にできるように、内容の解釈や理解（備付 - 4 - 6）を深め、各科目がど

## 湊川短期大学

のように成果に繋がっているか、科目ごとに検証（備付 - 4 - 7）し専攻会→学科会→教授会の順で議論している。また期末には、短期大学の教育目標を基に学習成果を明確にすることを目的にして、全学生がポートフォリオによる自己評価（備付 - 4 - 8）を行った。

~~＜観点(4)＞~~ 三つの方針は学内向けには学生便覧に掲載し、学外向けには本学 Web サイトに掲載して、公表している。（提出 - 1、7）

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題＞

特に無し

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項＞

特に無し

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 1. 湊川短期大学自己点検・評価委員会規程

備付資料 8 - 1. 本学 Web サイト「短期大学基準協会による第三者評価結果」、8 - 3. 2018 年度湊川短期大学活動計画実施報告集、8 - 5. 2018 年度委員会・ワーキンググループ・センター 委員担当者表、8 - 6. 自己点検・評価委員会からの作業指示に関するメール、5 - 8. 2018 年度地域連携会議委員名簿、5 - 5. 地域連携会議議事録及び資料（平成 30 年度地域連携に関する活動実績）、

備付資料規程集

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

~~<観点 (1)>~~ 本学では学則第 2 条に教育研究活動の状況について自ら点検・評価を行いその結果を公表すること、学校教育法施行令第 40 条で定める期間ごとに文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとしており、その実働組織として自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は自己点検・評価に関する企画、立案、実施と改善状況の点検を任務として学長を委員長として現在 9 名で構成している。自己点検・評価内容を 1 年に 1 回外部へ公表するものとしている。(提出 - 9、9 - 1)

~~<観点 (2)>~~ 毎年、自己点検評価委員会による自己点検を行い報告書がまとめられているほか、自己点検から見出だされた課題を集約し、その解決に向かう進捗状況を点検報告する課題報告集が作られ、日常的な自己点検評価を展開している。(備付 - 6~8)

~~<観点 (3)>~~ 年度ごとの湊川短期大学自己点検・評価報告書は、本学 Web サイトに公開されている。(提出 - 9 - 1、備付 - 6~8、8 - 1)

~~<観点 (4)>~~ 本学の自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会の指示のもとに全教職員にその執筆分担が振り分けられて作成されており、全教職員が関与している。また課題のチェックをするための年次報告集は教授会で確認されているほか、全教職員に配布され課題を共有する態勢がとられている。(備付 - 8 - 2、8 - 3)

~~<課題 (5)>~~ 本学では地域連携会議を組織し、高等学校関係者が委員として参加している。

同会議では、本学の地域連携の一環として教学に関わる現状を報告し、意見を聴取している。

(備付 - 5 - 5)

~~＜課題(6)＞~~ 自己点検・評価の結果を課題一覧として集約する「年次報告集」を作成し、年度初めと中間、年度末のチェックをするとともに、課題解決の進捗状況を確認する態勢を取ることによって、改革・改善に活用する努力をしている。(備付 - 8 - 2、8 - 3)

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I-C-2 の現状＞

~~＜観点(1)＞~~ 学生の入学から卒業に至る全過程を対象とした、短期大学のアセスメントポリシー要項が策定されている。この要綱では、①短大全体 ②学科・専攻・専攻科 ③授業科目の3つの段階に分かれたアセスメントが計画され、それぞれ自己点検・評価委員会、教務委員会、FD委員会が所管することになっている。それぞれが有するアセスメントの目標は、教育の質保証(短大全体)・カリキュラム改善(学科・専攻・専攻科)・授業方法(授業科目)である。~~←資料を付ける~~

しかしIR委員会の活動が軌道に乗っていないため、学習成果を焦点とするアセスメントは各教員による担当学生の学習の進捗確認が基本になっているのが現状である。実際に作動しているシステムとしては学生による授業評価アンケートがある他、教職課程における履修カルテおよび介護福祉士関連科目における介護実習実践カルテがあるが、全学的な取組にはなっていない。(備付 - 11)

~~＜観点(2)＞~~ 学習成果のアセスメントは各教員による学習状況の確認及び授業評価での学生の自己評価に任されているのが現状である。また部分的ながらシステム化を始めているが、その手法の適切さについての点検は十分には行われていない。

~~＜観点(3)＞~~ 教育の向上・充実への取り組みは主として、教員個人、各学科・専攻の各段階において行っている。教員個人については日常の業務として担当科目の教育内容の検討および教材研究を行っており、学期末に行われる「学生による授業評価アンケート」や授業実施ごとの学生からのコメント評価等を参考に自分で検証し改善につなげている。(備付 - 11-1) また各学科・専攻単位の取組として、それぞれの定例会議において学科・専攻のカリキュラムの見直しなどを通じ、学生の理解と学習の進捗状況を取り上げ指導共同化に取り組んでいる。(備付 - 11 - 2) これらの取組は個別学生の指導の改善につながっており、大まかにはひとつのPDCAサイクルとして機能しているといえる。しかしながら、学習成果に焦点化した全学的仕組みがないため、全体的なPDCAサイクルを有しているとはいえないのが現状である。

~~＜観点(4)＞~~ 学校教育法の改正や短期大学設置基準等の改正に関しては、学長および短大事

務局において常に情報の収集、確認に努めており、必要があるときは関係法令の変更内容などに応じた組織及び規則の変更を行っているほか、その内容の教職員への周知を図ることによって法令順守に努めている。

**<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>**

- 1: 現状では、自己点検評価に関する委員会による年次報告書およびこれと連動した各年度の課題解決に関する課題報告集に加えて、法人向けの年次報告が提出されているほか短期大学のアセスメントポリシーが策定されている。これらの関係を整理し、内部質保証のための仕組みとして整備する必要がある。
- 2: 内部質保証にかかるアセスメントの体制および手法について、現状では定期的な点検を行ってはいない。学生の授業評価アンケートや教職課程における履修カルテおよび介護福祉士関連科目における介護実習実践カルテ、年次報告書と課題解決報告集の手法としての有効性についてのチェックが必要である。
- 3: 現在は地域連携という観点から、教学に関する高等学校関係者等の意見の聴取を実施しているが、地域連携委員会委員の負担もあるため意見聴取の範囲をどこまで広げるか、課題が残る。高校側に短大カリキュラムへの関心を持ってもらえるように、高大連携・接続の取り組みを強める必要がある。
- 4: IR 委員会の活動と連動させながら、学習成果を焦点とするアセスメントの手法を現行の取組を下敷きにしながら全ての授業科目に適応できる形で整え、充実させる必要がある
- 5: 現在バラバラに取り組みされているアセスメント関連の様々な仕組みを整理する上では、PDCA サイクルの考え方は一定の有効性をもつと考えられることから、アセスメントの内容と時期、結果の整理・確認と共有などをシステム化する取り組みに着手する必要がある。

**<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>**

特に無し。



<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題① 建学の精神について自己点検・評価委員会の議題にあげ、検討・見直しを行う

<実施状況> 建学の精神について自己点検・評価委員会の議題にあげ、検討・見直しを行った。建学の精神の変更は他の校種にもかかわることであり、短大の都合で変更の検討は困難である。そこで短大としての教育目標を設定した。

課題② 学外に対する建学の精神・大学の基本理念についてより理解されるよう、平成 25 年度よりオープンキャンパスでの提示、説明を行う

<実施状況> 学外に対する建学の精神・大学の基本理念についてより理解されるよう、平成 25 年度よりオープンキャンパスでの提示、説明を行っている。教育目標を学科・専攻課程別に学習成果とともに大学案内などの印刷物に掲載し、オープンキャンパスにおいても明示している。

課題③④⑧ 教育目標を学科・専攻課程別に学習成果とともに大学案内などの印刷物に掲載し、オープンキャンパスにおいても明示する

<実施状況> 教育目標を学科・専攻課程別に学習成果とともに大学案内などの印刷物に掲載し、オープンキャンパスにおいても明示している。

課題⑥ 人間生活学科生活福祉専攻における学習成果の質的把握のデータの測定について研究する

<実施状況> 介護実習実践カルテを作成し、実習を中心とした学習成果を質的に測定する仕組みを平成 25 年度より導入している。

課題⑦ 学習成果を学内外に表明できるよう、Web サイトに公開する

<実施状況> 本学 Web サイトに公開した。

課題⑤⑨⑩ 教育の向上・充実にむけ、現在行っている教員個人、学科の取り組みを整理し、学習成果をふまえた実行可能で有効な PDCA サイクルのあり方を全学的に検討する

<実施状況> 自己点検・評価報告書の作成に合わせて、課題を集約した報告書集および学習成果の確認に関わるアセスメント体制を構築した。各仕組みが重複しているほか、学習成果の確認に関するアセスメントの手法と体制が不十分なので、PDCA サイクルの観点からその整備に努める必要が残っている。

課題⑪ 定期的な自己点検・評価に反映させることをめざし、現在定期的に収集している基礎資料を組織的に活用して日常的な自己点検・評価を実施するためのシステム構築を検討する

<実施状況> IR 委員会を設置しシステム構築の検討を始めたが、予算上の制約から、望まれる資料整理には至っていない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1：現状では、自己点検評価に関する委員会による年次報告書およびこれと連動した各年度の課題解決に関する課題報告集に加えて、法人向けの年次報告が提出されているほか短期大学

のアセスメントポリシーが策定されている。これらの関係を整理し、内部質保証のための仕組みとして整備する必要がある

<改善計画>

現在バラバラに実施されている自己点検・評価の確認および課題の抽出、学習成果に関するアセスメント等の関係を整理し、一体性のあるシステムとして整備する。

- 2：内部質保証にかかるアセスメントの体制および手法について、現状では定期的な点検を行ってはいない。学生の授業評価アンケートや教職課程における履修カルテおよび介護福祉士関連科目における介護実習実践カルテ、年次報告書と課題解決報告集の手法としての有効性についてのチェックが必要である

<改善計画>

内部質保証に関わるアセスメントの体制と手法に関して、必要な点検を実施できるよう年間のタイムスケジュールを整備する。

- 3：現在は地域連携という観点から、教学に関する高等学校関係者等の意見の聴取を実施しているが、地域連携委員会委員の負担もあるため意見聴取の範囲をどこまで広げるか、課題が残る。高校側に短大カリキュラムへの関心を持ってもらえるように、高大連携・接続の取り組みを強める必要がある

<改善計画>

高等学校関係者を含む地域のステークホルダーの学習成果に関わる意見聴取ができる条件を作るために、地域連携および高大連携・接続事業に力を入れる。

- 4：IR委員会の活動と連動させながら、学習成果を焦点とするアセスメントの手法を現行の取組を下敷きにしながら全ての授業科目に適応できる形で整え、充実させる必要がある

<改善計画>

学習成果の確認に関する具体的な手法について、その有効性を検証する取組をする。

- 5：現在バラバラに取り組みされているアセスメント関連の様々な仕組みを整理する上では、PDCAサイクルの考え方は一定の有効性をもつと考えられることから、アセスメントの内容と時期、結果の整理・確認と共有などをシステム化する取組に着手する必要がある

<改善計画>

タイムスケジュールとチェックリストリストを含む、現行の各種アセスメント関係の取組およびその資料を整理するための一覧を作る。

## 湊川短期大学

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 1 2018 年度学生便覧、3 湊川短期大学 2019 大学案内 p. 51、4 2019 年度学生募集要項、5 2019 年度指定校推薦募集要項、6 2019 年度総合型選抜ガイド、8 Web サイト「学則」、

備付資料 12-1 卒業認定時の履修単位数及び各期の成績表の履修記録(教務資料)、12-2 資格試験合格者数(教務資料)、12-3 幼稚園教諭・養護教諭免許取得者数(教務資料)、12-4 入試判定資料及び議事録、12-5 カリキュラムツリー (<https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/>)、12-6 入学者数と卒業者数、14-1 就職先一覧、12-7 求める介護福祉士像(テキスト『介護の基本Ⅱ』)、14-2 長期履修学生規定、14-3 成績評価表モデル、14-4 実習記録用紙、14-5 履修カルテ、14-6 成績評価表、14-7 教育実習評価票、14-8 臨床実習評価

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性が、ある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

~~<観点(1)>~~ 各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。ただし人間生活学科は2専攻にまたがるため、そのDPは学科全体の卒業要件および学位授与の方針を包括的に示しており、具体的な卒業要件や資格取得要件、成績評価基準等は、各専攻の諸要件として示されている。なお、成績評価の基準と学位以外の資格取得の要件は、教科目履修規程や学則等で示されている。

~~<観点(1)-①>~~ 人間生活学科人間健康専攻のDPは、成績の評価の基準、資格取得の要件を学則や学生便覧・履修ガイド等で明確に示している。同学科生活福祉専攻のDPは卒業の要件、成績の評価の基準、資格取得の要件を学則や学生便覧・履修ガイド等で明確に示している。幼児教育保育学科のDPは学則や学生便覧・履修ガイド等で、卒業の要件および学位取得の要件、成績の評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。(提出-1)

~~<観点(2)>~~

【人間生活学科】DPは学修成果に対応したものと定め、学則上の規定として次のように示されている。「学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学・介護福祉学）の学位を授与する。」

- ① 学科の教育課程を修了して得た専門的知識・技術を実践的場面で活かすことができる
- ② 人権尊重の意識をもち、自己の資質能力を磨き、自分の目的に向かって前向きに努力することができる
- ③ 人とコミュニケーションをとり、協調して活動することができる
- ④ 地域社会の課題を自分のことと受け止め、課題解決に向けて努力することができる

【人間生活学科人間健康専攻】DPは学修成果に対応したものと定め、学則上の規定として次のように示されている。「学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学）の学位を授与する。」

- ① 心身の健康に関する専門的知識や技術・技能を修得する
- ② 人の健康に携わる使命と責任を自覚し、学んだ専門的知識・技術を実践場面で活かすことができる
- ③ 人と協調して課題解決できる能力を身につける
- ④ 地域社会の課題を自分のことと受け止め、健康問題を主とした課題の解決に取り組むことができる

【人間生活学科生活福祉専攻】DPは学修成果に対応したものと定め、学則上の規定として次のように示されている。「学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に短期大学士（介護福祉学）の学位を授与する。」

- ① 福祉、介護に関する専門的知識や技術・技能を修得する
- ② 福祉、介護に携わる使命と責任を自覚し、学んだ専門的知識・技術を実践場面で活かすことができる
- ③ 互いにかげがえのない存在であるという人間観をもち、よりよい生活を追求することができる
- ④ 人間の生活を科学的に考察することによって、課題解決のためのよりよい支援方法を見出すことができる
- ⑤ エビデンスを基に、共同して地域での人々の生活を向上させることができる

【幼児教育保育学科】DPは学修成果に対応したものと定め、学則上の規定として次のように示されている。「学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に短期大学士（幼児教育保育学）の学位を授与する。」

- ① 幼児教育・保育に関する専門的知識や技術・技能を修得する
- ② 幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有し、仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることができる
- ③ 一人一人の子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④ よりよい幼児教育・保育の実現のために努力することができる
- ⑤ 自分のこれからの人生の展望を前向きに探求することができる

以上の各学科・専攻課程のDPは、本学Webサイト、学生便覧に掲載し、広く学内外に表明している。

~~＜観点(3)＞~~ 各学科・専攻の DP は、文部科学省の掲げる『各専攻分野を通じて培う「学士力」、経済産業省が提唱する社会人基礎力、OECD（経済開発協力機構）の提唱するキーコンピテンシーや中央教育審議会答申とつながる内容になっており、社会的（国際的）に通用するものである。

~~＜観点(4)＞~~ 各学科・専攻の DP は、平成 27 年度に策定された「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に沿って見直しを行い、平成 28 年度末にリニューアルした。各学科・専攻課程では、必要に応じて定期的に行われる学科会や専攻会で DP について定期的に議論している。上記の見直しは、期間を定めておらず、文部科学省や厚生労働省からのカリキュラム見直しや再課程認定等のタイミングで行われている。また、自己点検・評価委員会が定期的な点検を促している。（提出 - 1、2、7、備付 - 11 - 2）

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

~~＜観点(1)＞~~ 各学科・専攻はそれぞれの DP に基づき、次のような CP を定めそれに基づいた教育課程を展開している。

【人間生活学科のカリキュラムポリシー】（提出 - 1、2、7）

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する →DP②に対応
- ② 各専攻の専門性に応じて専門科目および学外実習を設置する →DP①に対応
- ③ 地域社会に貢献することができるよう、コミュニケーション、協調性、課題発見、課題解決への取組などの能力を育成する、キャリア創造コース関連科目を設置する →DP③④に対応

対応

**【人間生活学科人間健康専攻のカリキュラムポリシー】（提出 - 1、2、7）**

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する →DP②に対応
- ② 人の健康に関する専門的知識および技術を身につけることができる、専門科目を設置する →DP①に対応
- ③ 学内での学びを地域の健康教育活動の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける →DP①②③④に対応
- ④ 地域社会に貢献することができる知識および技術を身につけることができるよう、キャリア創造コース関連科目を設置する →DP④に対応
- ⑤ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる →DP③に対応

**【人間生活学科生活福祉専攻のカリキュラムポリシー】（提出 - 1、2、7）**

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する→DP③に対応
- ② エビデンスに基づいた支援に必要な知識・技術を修得するために、専門科目を設置する→DP①に対応
- ③ 全人的人間観をもち、他者と協働しながら対象者の自立支援を行うことができるよう学外実習を設置する→DP②に対応
- ④ 地域社会に貢献することができる知識および技術を身につけることができるよう、キャリア創造コース関連科目を設置する→DP⑤に対応
- ⑤ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる→DP④に対応

なおカリキュラムは、介護福祉士養成に必要な科目で構成されており資格取得のために必須となっている。

**【幼児教育保育学科】 DP に基づき、以下のように CP を策定している。（提出 - 1、2、7）**

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する ←DP②に対応
- ② 幼児教育・保育の職に求められる専門的な知識や能力を身につけるため、専門科目を設置する ←DP⑤に対応
- ③ 学内での学びを幼児教育・保育の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける ←DP③に対応
- ④ 地域社会に貢献することができる知識および技術を身につけることができるようキャリア創造コース関連科目を設置する ←DP①に対応
- ⑤ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる ←DP④に対応

~~＜観点 (2) - ①＞~~各学科・専攻課程では、学習成果に対応した分かりやすい授業科目が編成されている。人間生活学科人間健康専攻の授業科目は、一般的な教養や社会性の習得及び汎用

的な能力の育成を目的とした教養教育科目と、養護教諭・医療秘書事務・食育のスペシャリストとして求められる専門的な知識や技術の育成に重点を置いた専門教育科目に大別される。これらの科目は履修ガイドにおいて区分を示している。同学科生活福祉専攻においても学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。必須科目、選択科目ともに、学科の学習成果、専攻の学習成果につながる科目となっている。幼児教育保育学科の授業科目は、他学科同様に、一般的な教養や社会性の習得および汎用的な能力の育成を目的とした教養教育科目と、幼児教育・保育のスペシャリストとして求められる専門的知識及び技術の育成に重点を置いた専門教育科目を設定している。専門教育科目を根底から支える総合教育科目（日本国憲法、人間学入門、科学入門、茶道等といった教養科目）、関連科目（専門基礎Ⅰ・Ⅱ、情報演習Ⅰ・Ⅱ、英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、発達と教育等）が配置され、CP①として機能している。さらに、CP②に多く関わる専門教育科目が加わる。そこでは、幼稚園、保育園、施設などで必要となる知識や技術を講義や演習により学んでいくが、最終的には長期にわたる幼稚園、保育所、施設実習を経験することにより幼稚園教諭・保育者としての実践力を身につけ、専門職としての責任を自覚できるよう計画されている。また、CP③に示した自ら考え、判断、対応していく能力を育成するため、教職専門教育科目にアクティブ・ラーニング科目を設置するなどして、体系的な教育課程を編成している。**(提出 - 2 - 1)**

~~＜観点 (2) - ②＞~~ 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。卒業するためには2年以上在学し、卒業に必要な64単位以上を履修するが、そのうち教養教育科目は14単位以上、専門教育科目は50単位以上履修することになっている。履修登録できる単位数の上限は、1年において55単位としている。

~~＜観点 (2) - ③＞~~ 各学科・専攻における成績評価は、シラバスに示されている単位認定の方法及び基準に基づき、科目担当教員により評価されている。人間生活学科人間健康専攻では、養護教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は、文部科学省が定める基準に基づいて編成されており、成績評価もこれに基づく。医療秘書事務や食育のスペシャリストとしての専門的知識及び技術を身につけるための専門教育科目も、各協会等が定める基準に基づいて編成されており成績評価もこれに従う。人間生活学科生活福祉専攻の成績評価は複数担当科目があることで、評価基準に基づき、客観的であるか慎重に議論されるため、透明性の高い評価であり、日頃の指導にも反映されている。幼児教育保育学科では、幼稚園教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は、文部科学省が定める基準に基づいて設定されており、成績評価もこれに準じて行われる。また、保育士の専門性を身につけるための専門教育科目は厚生労働省が定める基準に基づいて編成されており、成績評価もこれに従う。**(提出 - 2 - 1、10)** 各学科・専攻課程からは各教員に向け、シラバスに示した基準を厳格に適用するよう求めている。学生の成績は学科教員が閲覧できるようになっている。また、学期ごとに教務課により示される専攻の学生全員のGPA値を、学科会や専攻会において確認する。このような仕組みで成績評価がなされているため、厳格な適用がなされていると評価できる。

~~＜観点 (2) - ④＞~~ シラバスでは、「授業の到達目標」、「各回の授業内容」、「授業外学修（予習復習）の内容・時間」、「授業時間数」、「単位認定の方法及び基準」、「使用テキスト（購入必須）・参考書等」のほか、「授業の目的・ねらい」、「授業全体の内容の概要」、「学生へのフィードバック」等を項目として、必要な事項を明示している。各項目の記載について、年度が始ま

る前にシラバスチェックし、記入漏れに対して追記・修正依頼をしている。(提出 - 10)

~~＜観点(2) - ⑤＞ 該当せず~~

~~＜観点(3)＞~~ 開講科目には最適な人材を当てるために、提出された教員の個人調書の個人履歴や研究業績を基に、それぞれの専門領域に適合する教員配置がおこなわれている。人間生活学科人間健康専攻では、中学校・高等学校教員免許状や養護教諭免許状を有している現場経験の豊かな教員を配置し、実践をふまえた専門教育の強化を図っている。同生活福祉専攻での介護福祉士養成においては、厚生労働省の基準に基づき、介護福祉士・看護師免許をもつ教員を配置し、現場での実践経験を踏まえた専門教育の強化を図っている。また幼児教育保育学科の幼稚園・保育所・施設に進路を目指す学生に関する専門教育科目では、幼稚園教諭免許状・保育士資格を有している現場経験の豊かな教員を配置し、実践をふまえた専門教育の強化を図っている。(備付 - 26、27)

~~＜観点(4)＞~~ 人間生活学科の教育課程の編成はCPに準じて行われているが、教育の場において十分な学習効果を得られない場合や、学生の特性の変化により教育内容の見直しが必要な時は、学科長および問題意識を持った各教員よりの発議に基づき、学科会において見直しが議論されている。同学科人間健康専攻の教育課程の実施もCPに準じて行われているが、見直しが必要な際は定期的に行われる専攻会で議論される。特に専門基礎Ⅰ・Ⅱにおいては、本専攻の学習成果として掲げている仲間や集団との協調、人と協調して課題解決にあたるといった力の獲得に向けて、その内容や体制の見直しを毎年行っている。このように教育課程を実施した結果であるその学習成果を吟味し、その評価結果をCPへフィードバックさせながら定期的な見直しの実施に努めている。同学科生活福祉専攻の教育課程の見直しは定期的に行われている。毎年、年度替わりの1月～3月の専攻会において、時間割、カリキュラム、担当者等について協議をし、必要な修正を行っている。幼児教育保育学科では、教育課程の履修によって十分な学習効果を得られない場合や、学生の特性の変化により教育内容の見直しが必要な場合は、学科長および問題意識を持った各教員よりの発議に基づき、定期的に行われる学科会で議論されている。例えば、総合教育科目の関連科目である専門基礎Ⅰ・Ⅱにおいては、本学科の学習成果の獲得に向け、その内容や体制の見直しを毎年行っている。また、ピアノ初心者のピアノに対する不安を取り除き、音楽の基礎的能力を身につけるための新教科として音楽基礎を開講し、初心者の一斉指導を行うことで、個人レッスンへのスムーズな移行や早期での弾き歌い技術の獲得を目指している。このように教育課程を実施した結果である学習成果を吟味し、その評価結果をCPへフィードバックさせながら定期的な見直しの実施に努めている。(備付 - 4-2、11-2)

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。



<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

~~<観点(1)>~~ 本学では、教養教育科目として「湊川のあゆみⅠ」「地域社会入門（湊川のあゆみⅡ）」「日本国憲法」「人間学入門」「茶道Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「体育実技」「体育講義」「専門基礎Ⅰ・Ⅱ（基礎ゼミⅠ・Ⅱ）」「統計学入門」「生活を科学する」「音楽療法」「レクレーション療法」を開講しており、幅広い教養を培う教養教育の内容と体制が確立している。（提出-2-1）

~~<観点(2)>~~ 教養教育と専門教育との関連では、教養教育の科目である「日本国憲法」「コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「体育実技」「体育講義」等は、養護教諭2種免許、幼稚園教諭2種免許取得の必須科目として開講されており、教養教育と専門教育が連動している。またその他の科目は、専門職として社会で活躍するための社会人としての基礎的素養として配置されており、専門教育の基盤を形成するよう配置されている（提出-2-1）

~~<観点(3)>~~ 教養教育の効果については、学期末に行う学生への授業アンケートの教養教育科目への評価（量・質）において、各授業の内容の理解の程度および学生の評価を把握し、各科目担当者が科目の改善に取り組んでいる。また短期大学の教育目標（学習成果）に関するポートフォリオによって、社会人基礎力を内容とする教養教育の成果を図り指導につなげている。しかし、教養教育の効果を入学期から卒業時まで経年的な視点では測定・評価していない。（備付-11-1、12）

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

~~<観点(1)>~~ 本学ではすべての学科・専攻の教育指導体制が、それぞれの専門的資格の取得とその宿主への就職を目的に編成されており、教育課程と職業との接続が基本になっている。人間生活学科人間健康専攻の教育課程では、養護教諭等を旨に編成されたCPに従って教育課程が編成されており、それには各免許・資格等に必要な専門教育が網羅され、実習等を通し職業教育が実施されている。同学科生活福祉専攻の教育課程においても、同様にCPに示す職業資格および就職にむけて教養教育が編成され、厚生労働省の定める介護福祉士養成に必要な専門教育が網羅され、実習を3回（60日）繰り返して実施すること等を通し、職業教育を実施している。幼児教育保育学科では、同様にCPに基づく教育課程の編成によって、幼児教育関係の資格の取得とその職場への就職に向けて教養教育と専門教育が編成・実施されており、職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確である。（提出-2-1）

~~<観点(2)>~~ 職業教育としての短期大学の教育活動の効果測定・評価については、人間生活学科人間健康専攻では短期大学設置基準にのっとり編成された、養護教諭コース・医療秘書

事務コンピュータコース・食育健康コースの3コースの職業教育の効果を図るために、各種試験の合格率と就職実績を測定・評価基準として学生指導および教育課程編成の改善に取り組んでいる。養護教諭コースにおいては、教員採用試験対策時間を増やし、合格率を上げることを評価とし、改善に取り組んでいる。医療秘書事務コンピュータコース、食育健康コースにおいても資格等を多くとり、専門性や各学生の学びを生かした就職活動を、キャリア教育センターと連携し行っている。同学科生活福祉学科での取り組みも、介護福祉士の養成を旨に同様に取り組んでいる。幼児教育保育学科では、幼稚園教諭・保育士資格のほか、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級認定や認定ベビーシッター資格認定を内容とする資格の取得状況等を踏まえ、職業教育の効果を測定・評価し改善に取り組んでいる。(備付 - 12 - 1、12 - 2、12 - 3、12 - 4、12 - 5、12 - 6)

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法(推薦、一般、AO選抜等)は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

~~←観点(1)→~~ 本学のAPは学習成果と関係づけられ、以下のように明確に作定されている。

**【人間生活学科】** 本学科のAPは、求める学生像を「建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を人間生活学科の学生として受け入れる」とし、次のように定められている。(提出 - 1、2、7)

- ① 自ら学び、考えようとする意識をもち、大学での専門的な学修への意欲をもつ
- ② 医療・福祉・教育について学修した知識・技術を、地域社会で活かそうとする意欲をもつ
- ③ 医療・福祉・教育関係の仕事に就くという目標をもち、目標達成のためにくじけず学ぼうとする意志をもつ
- ④ 人々の生活に関心をもち、より豊かな生活を実現するために自分に何ができるかについて、探究する意欲をもつ
- ⑤ 学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている

また、以下の知識・技術・能力・態度を学習成果としている。

- ① 社会性をもち、他者と強調することができる
- ② 医療、福祉、教育の職に求められる基礎的な知識や技術をもっている
- ③ さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする姿勢を有する
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする姿勢をもつ
- ⑤ よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- ⑦ 地域活動に進んで参加しようとする意志を有する
- ⑧ 自分のこれからの人生に対する前向きな態度を有する

**【人間生活学科人間健康専攻】**本専攻の AP では、求める学生像を「建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を人間健康専攻の学生として受け入れる」とし、下記の内容を明確に示している。**(提出 - 1、2、7)**

- ① 自ら学び、考えようとする意識をもち、大学での専門的な学修への意欲をもつ
- ② 人の健康に関する課題に関心をもち、地域や社会に貢献しようとする意志をもつ
- ③ 自らの目標に向けて、計画的・前向きなものごとに取り組むことができる
- ④ 専攻での学修に必要な基礎的な学力を備えている

また、以下の知識・技術・能力・態度を学習成果としている。

- ① 仲間や集団と協調することができる
- ② 医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技能を修得し、それを実地に活かすことができる
- ③ 人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度を有する
- ⑤ 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する

**【人間生活学科生活福祉専攻】**本専攻の AP では求める学生像を「建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を生活福祉専攻の学生として受け入れる」とし、次のようにその内容を示している。**(提出 - 1、2、7)**

- ① 福祉について興味関心があり、専門的な知識と技術を身につけることに意欲をもつ
- ② 自らを社会で生かそうという意欲をもつ
- ③ 自己を高める努力をしようとする
- ④ 積極的に他者と交流し、共に学ぼうとする意欲をもつ
- ⑤ 専攻での学修に必要な基礎的な学力を備えている

また、以下の知識・技術・能力・態度を学習成果として示している。

- ① 人間の尊厳を理解している
- ② 生活についての自らの考えをもっている
- ③ 対人援助に関するエビデンスを理解することができる
- ④ 社会のなかでの自分の役割を理解することができる
- ⑤ 協同して課題を解決しようとするすることができる
- ⑥ 学び続けることの必要性を理解している
- ⑦ 自らの人生について目標をもっている

【**幼児教育保育学科**】本学科の AP では、求める学生像を「建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を幼児教育保育学科の学生として受け入れる」とし、次の内容を明示している。**(提出 - 1、2、7)**

- ① 心豊かであたたかな感性をもち、仲間とのつながりを大切にすることができる
- ② 幼児教育・保育の職に就きたいという目標をもち、その目標を達成するためにくじけることなく学ぼうとする意志をもつ
- ③ 子どもにかかわることが好きで、子どもの可能性を信じていることができる
- ④ 学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている

また、以下の知識・技術・能力・態度を学習成果として示している。

- ① 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- ② 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- ③ 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④ よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- ⑤ 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

~~＜観点 (2)＞~~ 本学の AP は 2016 (平成 28) 年度に見直したものが、学生募集要項・A0 入試ガイドに記載されている。また、本学 Web サイトでも公開されている。

~~＜観点 (3)＞~~ 上に示した本学の各 AP には、入学前の学習成果の把握・評価の観点が明確に示されている。**(提出 - 4、5、6、7)**

~~＜観点 (4)＞~~ 本学では「学力の 3 要素」を評価の観点の基本に据え、AP に示した諸能力を組み合わせ多面的・総合的に評価する方法で、入学者選抜を行っている。

~~＜観点 (5)＞~~ 本学では A0 入試、三田松聖高等学校を対象とした学内推薦入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、自己推薦入試、社会人特別入試が行われている。これらの入試は、高大接続の観点から多様な選抜について入試種別ごとの選抜基準を設定し、公正かつ適正に実施されている。多様な選抜を実施するために、それぞれの種別ごとに合格の目安となる基準を設け、合格判定会議を開催して全教員出席のもとで公正かつ適切な合否判定を行っている。**(備付 - 8 - 4)**

~~＜観点 (6)＞~~ 授業料、その他入学に必要な経費については、大学案内、学生募集要項、本学 Web サイトにおいて、授業料及びその他の必要経費として明示している。**(提出 - 4、5、6、7)**

~~＜観点 (7)＞~~ アドミッション・オフィス等について本学は独立したオフィスは持たないが、入試広報委員会が組織されており短大事務局にその担当職員が配置されている。**(備付 - 8 - 5)**

~~＜観点 (8)＞~~ 受験の問い合わせなどに関しては、短大事務局総務課で受付し入試広報委員長、副委員長、学長へと報告され、問い合わせに対する関係部署および入試広報委員長、副委員長、学長、事務局長など複数名での検討後、速やかに回答している。

~~＜観点 (9)＞~~ AP の点検については、例年、三田松聖高等学校との間で開かれる学内推薦入試等に関する意見交換会が開かれており、その場で高校教員に対して意見を求め高等学校関係者の意見を定期的に聴取しその点検に活かしている。**(備付 - 5 - 9)**

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

~~＜観点(1)＞~~ 前項(Ⅱ-A-5)に示したように、本学の学習成果には具体性がある。人間生活学科では、医療・福祉・教育の場において必要とされる専門的な知識・技術を習得し、変化できる社会に対応できる実践力を身につけた人材養成を学科教育目標に掲げ、学習成果の獲得をめざしている。同学科人間健康専攻では、生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を習得することにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てることを教育目標に掲げ、学習成果の獲得を目指している。また資格取得に必要な科目を選択し、段階的に履修できるようにカリキュラムが編成され、科目はカリキュラムマップにまとめ可視化されている。同学科生活福祉専攻の教育課程の学習成果も具体性があり、自らも生活者であるという視点から人々の生活を理解し、必要な支援をすることができるよう、福祉、介護についての知識や技術を習得し、チームケアを実践することができる人材を育成しようとしている。あわせて他者への支援を通して自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てることを教育目標に掲げ、学習成果として示している。上記は厚生労働省が具体的に示している、介護福祉士の「資格取得時の達成目標・卒業時の到達目標」に準拠しており、極めて具体的なものである。幼児教育保育学科では、仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力および使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する。あわせて、子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる人材養成を教育目標に掲げ、学習成果の獲得をめざしている。同様に資格の取得に要する科目を選択し、履修するための学習成果の明示であり、具体性がある。(提出-1)

~~＜観点(2)＞~~ 本学の学習成果は、2年間で修得可能なものである。人間生活学科では、入学から卒業までの2年間の教育課程は、定められた学習成果獲得をめざし、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと順次、無理なく身に付くように配列されている。2年間の教育課程それらはカリキュラムツリーとして、カリキュラム全体を通して育成する力、身に付くスキルを可視化し明らかにしている。学校や病院・施設等との連携や短大教員間の連携を通して、学習成果定着へ向けての教育・指導体制を執っている。社会人としての資質獲得と医療・福祉・教育の専門職としての資質獲得をめざす人間生活学科の教育課程の学習成果は、短期大学卒業時において、「短期大学士(人間生活学・介護福祉学)」の学位を与し、学生は学習成果を獲得し卒業していく。また、専門的スキルや能力が社会的にも認められ、9割以上の学生が医療・福祉・教育の職に就き、専門職として就業している。このことから、教育課程の学習成果の達成は可能であると言える。また、平成28年度の長期履修制度導入によって、個人のペースに合わせて履修し、学習を進めることが可能となった。同学科人間健康専攻において、2年間の教育課程は、学習成果の獲得を目指し、基礎知識・技術の理解・修得をし、その上に応用的知

識・実践的技術を習得できるように配列されている。医療秘書事務系資格・コンピュータ技能・食育系資格は基礎資格から応用資格へ順に受験できるように科目を配置し、受験対策講座を開講し、取得できるようにしている。養護教諭免許は2年生前期に学外実習を組み、実習に向けて学内での事前・事後学習を行い、実習している。このように教育課程の学習成果は2年間の一定期間内に取得可能である。さらに、養護教諭免許取得希望学生は履修カルテを用いて学習成果の達成状況を確認し、学習成果の達成が可能になるよう、成績発表時等に面談を行い、随時、助言指導を行っている。また、教員が情報を共有し、連携して学生指導を行うことにより、学生は学習を進めることが可能になっている。養護教諭免許取得を目指す学生で、健康状態や学習意欲の課題等により学習が進められなくなった場合には、教員が面談指導を随時行い、コース変更を行うことも有る。これらの教育課程に基づいて段階的に学習し、資格取得し、卒業時に「短期大学士」の学位が授与される。また、「養護教諭二種免許状」、「医療秘書事務系資格合格証」をそれぞれ取得し、教育・医療の職場へ就職し、社会貢献している。卒業時、学生はほぼ目指す資格・免許を取得し、学生は取得した免許・資格を生かして就職している。卒業時に希望する資格取得ができない場合は、科目等履修生として学習を進め、必要単位取得後、就職している。課題は、転職後の就労状況が完全には把握できていないことであり、就職後の学習成果の追跡的評価は不十分である。同学科生活福祉専攻の教育課程の学習成果は、一定期間で達成可能である。介護福祉士養成の教育カリキュラムに準拠した科目群が設定され、介護福祉士に必要な知識・技術の基本を身につけるためのカリキュラムで構成されており、学習成果は2年間で達成可能なものになっている。学習成果は学内の授業、学外の実習を繰り返すことにより、成果が獲得できるものになっている。特に実習後は成果の確認にもつながる、振り返りと報告会を行うことにより、自覚もできる。学生からの聴き取りにおいても、当てはまる科目が明確で達成出来ている実感もあるという声もあることから、学習成果は実際的な価値があるとも言える。また、福祉の社会的意義や必要性を理解することで、職業の価値を認識し、動機づけが明確になる基盤を身につけ実務に就くことができるため十分に価値がある。その証明として「短期大学士(介護福祉学)」の学位が授与され、介護福祉士国家試験受験資格が付与される。課題として残るのは、学生自身がその学習成果の価値を自ら言語化できるようになることである。幼児教育保育学科では、2年間の教育課程は学習成果獲得をめざし、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと順次、無理なく身に付くようにと配列されている。それらはカリキュラムツリーとして、カリキュラム全体を通して育成できる力、身に付くスキルを可視化し明らかにしている。加えて、附属幼稚園・附属保育所の緊密な連携、また実習先の幼稚園・保育所・施設等との連携や短大教員間の連携・共同授業等を通して、上記学習成果定着へ向けての教育・指導体制を執っている。社会人としての資質獲得と幼児教育・保育の専門職としての資質獲得をめざし、入学から卒業までの2年間の教育課程を履修した多くの学生は、学習成果を獲得し、卒業時において、「短期大学士(幼児教育保育学)」の学位が授与されるとともに、社会的に認められている「幼稚園教諭二種免許状」の取得、「保育士資格」(国家資格)の取得として結実する。また、それが社会的にも認められ、9割以上の学生がこれらの公的資格を取得して、幼稚園教諭・保育士・施設職員等の専門職に就き、社会に貢献している。これらのことから教育課程の学習成果の達成は可能である。平成28年度の長期履修制度導入によって、個人のペースに合わせて履修し、学習を進めることが可能となった。(提出-1、2、7、

備付 - 12 - 1、12 - 2、12 - 3、12 - 5、12 - 6、12 - 7)

＜観点(3)＞ 本学はGPAを取り入れており、学習成果を測定する仕組みを有している。人間生活学科の学習成果の測定は、学習成果を分かりやすくするために、各教科の単位取得状況とそれを5段階に数値化したGPA値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知をしている。また、各種実習における実習評価票の記録も実習の学習成果を示すもので、その開示は、学生にとっては、自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては養護教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性の理解について1年次と2年次において自己評価を行っている。同学科人間健康専攻では、各科目の単位認定における成績評価方法を各シラバスに明記し、それに従って成績評価をし、秀・優・良・可・不可の判定をする。さらに、各期のGPA値および累積GPA値を成績表に表している。また、養護教諭二種免許状取得を目指す学生は、教育課程において、養護教諭二種免許状履修カルテを作成し、1年次と2年次に自己評価を行っており、教育実習・臨床実習における実習評価と合わせて、学習成果を示すものとしている。医療秘書事務コンピュータ系の資格免許を取得する学生は、資格認定機関の実施する試験の可否によって、学習成果を測定している。同学科生活福祉専攻の教育課程の学習成果は測定可能である。各期の自己課題、実習評価など、度々自己評価を繰り返している。実習評価では同じ指標を用いて教員、実習指導者などからも評価を受けながら確認しているため、学生本人、教員共に測定が明確である。現在行っている自己、他者評価を学習成果そのもので行うことも検討したい。幼児教育保育科では、学習成果を分かりやすくするために、各教科の単位取得状況とそれを5段階に数値化したGPA値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知をしている。幼稚園実習・保育所実習・施設実習における実習評価票の記録も実習の学習成果を示すもので、その開示は、学生にとっては、自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては幼稚園教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性・保育技術の理解について1年次と2年次において自己評価を行っている。保育実習についても、実習担当の教員記述の実習訪問報告書を用いて保育実習における学生の学習成果の測定が可能である。(備付 - 14 - 3、14 - 4、14 - 5、14 - 6、14 - 7、14 - 8)

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

＜観点(1)＞ 本学ではGPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。全学科・専攻課

程において、教育課程の学習成果を、各教科の単位取得状況とそれを5段階レベルに数値化したGPA値で表示している。特に人間生活学科人間健康専攻養護教諭コースでは、1年生後期の累積GPA値を養護教諭2種免許取得のための学外実習可否の基準値として定め、指標として活用している。同学科生活福祉専攻では、学習成果の獲得状況については、専攻会議の中で、単位修得状況や卒業認定者の確認、国家試験の合格率などを量的データとして総合的に把握・測定している。実習については実習カルテを作成し、ポートフォリオを実施している。実習では「自他の気づき」(実習カルテ)を通して、学生が自身の実習を通しての学びを深め、学生自身の現在の状況を把握できるよう支援をしている。また実習巡回記録を学生別に作成し、指導時に活用している。幼児教育保育学科では、1年生後期の累積GPA値を、保育士のための学外実習の可否を決める指標として活用している。ただしGPAの幅広い利用やルーブリックの結果の解析等に、課題を残す。(提出-2-1、備付-14-5、14-6、14-7、14-8)

~~＜観点(2)＞~~ 本学では、学生調査や学生による自己評価や同窓生・雇用者への調査、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。人間生活学科人間健康専攻では、2018年度に行った(試験的)学生調査、自己評価を基に生活等への指導、注意学生への対応に活用している。この後、自己評価等を継続して行うことによって、今後の活用方法が定まると考えられる。また、雇用者への調査についてはキャリア教育センター主導でアンケートを実施し、結果は教授会で共有された。就職率等については教授会にて共有され、卒業回生のチューターは未決定の学生への指導に活用している。同学科生活福祉専攻においては、2018年度は学生の学習成果獲得状況について、試験的に自己評価をさせた。学年末に評価を実施したところ、多くの学生が学習成果の獲得状況は上昇しており、5つの学習成果については十分に獲得できたと回答している。幼児教育保育学科においては、2018(平成30)年度より学生による自己評価シートを卒業研究のゼミ(2年生)、複数でのクラスチューター(1年生)にて活用しており、学生個々に対して質的データを用いて測定できるようになった。また、質的データの分析が10人前後と少人数となるので測定したデータをより丁寧に活用しやすい状況が整備されたといえる。(備付-4-8、8-4、14-1、14-10、8-4、)

~~＜観点(3)＞~~ 本学では、学習成果の量的・質的データに基づく評価・公表として、前・後期ごとの学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を図書館において公開・開示している。(備付-11-1)

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

~~＜観点(1)＞~~ 卒業生の進路先からの評価を聴取は、継続して求人が届いている就職先とは、キャリア教育センターの担当職員が日常的に情報交換を行っている。また、学外実習巡回時に教員が情報収集を行い、それをキャリア教育センターへフィードバックすることもある。2017年度から、過去3年間の卒業生の就職先事業所へアンケート調査を実施している。アンケート



集計結果については、教授会で報告している。2017（平成 29）年度アンケート調査結果を要約すると、「チームワークを乱すこともない」「まじめで我慢強いが柔軟性・自律性・行動力に難がある。」「言われたことは頑張れるが、状況を判断し、主体的に行動する力が乏しい。」であった。（備付 - 16、17）

2018（平成 30）年度事業所アンケート調査結果においても、前年度調査の結果とは大きく変化は無く、他者を受け止めることは長けてはいるが、自ら発信する力は弱い傾向にある。自らの発信に対して、他者に受け止めてもらえるのかが不安なのかもしれない。

<2017 年度実施 卒業生就職先事業所アンケート調査 日時・対象・回収率>

日時：2018 年 2 月 9 日（金）～3 月 30 日（土）

対象及び配布・回収率 卒業生:12.2%(48/391) 事業所:52.3%(149/284)

<2018 年度実施 卒業生就職先事業所アンケート調査 日時・対象・回収率>

日時：2019 年 1 月 25 日（金）～2 月 25 日（月）

対象及び配布・回収率 卒業生:12.3%(54/440) 事業所:48.8%(145/297)

~~＜観点 (2)＞~~ これらの結果を基に、「返事の的確さ」や「自分自身の意見を述べることができる」、「他人の意見を聞くことができる」等の対応能力向上の必要性をキャリアデザインの授業に反映させるなどして、学習成果の点検に活用をしている。学生自身がキャリアデザインの成果を自己評価する指導にも取り組んでいる。キャリアデザインの授業の 1 回目に、キャリアデザインの到達ゴールを示す。それを踏まえ、授業の最終回に学生自身がキャリアデザインの成果を自己評価している。また、調査結果および学生の自己評価については、キャリア教育委員会を通じて各学科へ報告している。卒業生の進路先からの評価は、保育士・幼稚園教諭については実習先である場合、附属の幼稚園、保育所の園長会や実習指導者から、養護教諭については採用された小中学校の校長から評価が得られている。これらの情報を得た場合は、各学科・専攻課程で共有し、カリキュラムの点検やシラバス作成に活用するようにしているが、組織的に聴取できていないことや、評価の件数が少ないことから活用の範囲が限られているのが現状である。また、教務としての把握はできていないため、学習成果の点検に活用できていない。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

6：教養教育の効果を入学時から卒業時まで、経年的な視点では測定・評価し改善に取り組むためのシステムを構築し推進する必要がある。

7：教育評価における測定方法などの見直し改善を図る必要がある。

8：三つの方針の見直しを、短大の年間ルーティーンに組み込む必要がある。

9：入学前の学習成果の把握・評価を含め、入学者選抜を含めた各学科・専攻課程での学習成果を測定する仕組みや方法論を確立する必要がある。

10：GPA の活用の幅を広げる可能性を広げる必要がある。

11：学習成果を量的データとして明確にする取組の幅を広げる必要がある。

12：現在キャリア教育センターで行っている卒業後の学生および就職先の評価を、さらに組織的な取組にし、年間ルーティーンとして位置づけるとともに、その組織的な活用の方法を構築する必要がある。

13：IR 委員会の活動を活発化し、学習成果の充実策の期間に位置づくような運営を目指す。

## 湊川短期大学

14：本学独自の取り組みとして行っている茶道教育、地域創造に関連する科目（アクティブ・ラーニング）の成果を明確にし、その後の学習につなげる方法を検討する。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 1 2018 年度学生便覧、2-1 2018 年度履修ガイド、7 本学 Web サイト、10 シラバス、10-1 シラバスチェック時のリスト、

備付資料 11-2 学科会議事録、4-2 専攻会議事録、24 授業評価アンケート集計結果及びコメントシート、

備付資料規定集

学則、長期履修学生規程、科目等履修生に関する規程、聴講生に関する規程、キャリア教育センター規程、学生支援委員会設置規定

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技

術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

~~<観点(1) - ①>~~ 本学の教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況の評価している。人間生活学科では、その DP に対応した成績評価基準を各専攻において確認しながら学習成果を評価しており、それらは各専攻において確認されたのち学科会において学位記の授与において課題のあるものについては検討され、各専攻において最終的な判断がなされている。そのようなものとして同学科人間健康専攻の授業科目は、シラバスに示されている「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員により評価されている。シラバスは学科長（専攻主任）とともに教務委員会がチェックしており、成績評価基準が学位授与の方針から外れないようにしている。（提出 - 7、10）同学科生活福祉専攻では学位授与の方針を踏まえ、各教員が評価を行なっている。複数の教員が担当する場合も、学位授与の方針を念頭に置き、判定のための会議を行なっている。具体的には、シラバスに示す「単位認定の方法及び基準」に従って評価を行う。（提出 - 7、10）幼児教育保育学科では授業科目は、シラバスに示されている「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員により評価されている。シラバスは学科長や学科主任がチェックしているため、成績評価基準が学位授与の方針から大きく乖離することは避けられている。（提出 - 7、10）

~~<観点(1) - ②>~~ 本学の教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。人間生活学科では各専攻において、チューターや科目担当者等が情報共有をしながら、学生の学習成果の獲得状況を把握しそれぞれの専攻会議等で共有している。（備付 - 4 - 2、11 - 2）学科では、特に問題があると思われる学生の学籍異動に関わるような案件については時間をかけて共有をしている。それ以外については、各専攻においての判断を尊重している。同学科人間健康専攻教員は担当科目の授業等を実施し、日々の講義・演習や成績評価をする中で、担当する科目における学習成果の獲得状況を把握している。個々の学生の全体的な学習成果については、クラスに配置されているチューターが把握しており、卒業に向けてきめ細かな指導を実施している。また、学習における問題がある学生については、専攻などで情報を共有することで、学習成果の獲得状況を把握している。同学科生活福祉専攻では学習成果の獲得状況をテスト等で確認するとともに、受講の様子さらには授業の後の変化なども踏まえ、授業終了時に声をかけるなどして学習成果の獲得状況を確認することに努めている。（備付 - 4 - 2、11 - 2）幼児教育保育学科教員は担当科目の授業を実施し成績評価をする中で、担当する科目における学習成果の獲得状況を把握している。また、個々の学生の全体的な学習成果については、クラスに配置されているチューターが把握しており、卒業に向けてきめ細かな指導を実施している。学習における問題がある学生については、学科会等で情報を共有することで、学習成果の獲得状況を把握している。（備付 - 4 - 2、11 - 2）

~~<観点(1) - ③>~~ 学生による授業評価は、毎学期、各教員の担当科目 2 科目以上で実施するよう制度化されている。2017（平成 29）年度に評価項目の 5 段階評価を 4 段階に見直す等、より学生にフィードバックが行えるように改善した。なお、学生の記入した評価シートは授業担当者の目に触れることなく、学生代表者から教務学生課に手渡されるため、秘匿性が保持されている。学生による授業評価の結果は、教務学生課による集計及び分析の後、各教員にフィ

ードバックされる。また、教員は集計結果に対してコメントシートを提出するよう求められる。コメントを記入することで現状の認識と改善が必要な部分の認識を行えるようになっている。人間生活学科では科目における授業評価は各専攻において、それぞれの教員の担当科目2科目を各自で選び、それを短大事務局に報告し、授業評価実施後、評価結果を各教員において確認し、各々において授業改善に資するように教授会等で依頼をしている。各教員は、これらに基づいて授業改善を図っている。同学科人間健康専攻教員は、学生による授業評価の結果に対するコメントを書く中で、授業改善の方向を考えることができる。この過程を経ることで、次年度以降の改善に授業評価の結果を活用している。同学科生活福祉専攻教員は、授業評価アンケートの結果を真摯に受け止め、授業の改善に努めている。また、学生による授業評価は、アンケートだけではない。学生の受講態度なども授業の評価を如実に物語っている。他授業での受講態度などを確認することによって、授業の改善に努めている。幼児教育保育学科教員は、学生による授業評価の結果に対するコメントを書く中で、授業改善の方向性を考えることができる。(備付 - 25)

~~＜観点(1)－④＞~~ 教務委員会の仲介によって、教員の授業内容についての授業担当者間の意思疎通、協力・調整を図っている。教務委員会は各学科専攻からそれによって生じるカリキュラム変更、担当者変更の提案を受けて審議し、カリキュラムに反映させている。(備付 - 8 - 7) 人間生活学科の各科目における担当者間の調整等については、各専攻内で検討され、実施されている。これにより一定程度の教授内容の整理、科目間の連動、学ぶべき内容の方向性の統一などがなされている。またシラバス作成時においても、三つの方針をもとに作成を依頼することから、その内容を専攻主任などが確認をし、調整を行っている。(提出 - 10 - 1、備付 - 11 - 2) 同学科人間健康専攻の複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容について打ち合わせを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。関連する科目間においても、それぞれの担当者が連携することによって、学生が他分野を含む大きな視野で課題を見つめられるよう、効果的な講義・演習の展開に努めている。(提出 - 10 - 1、備付 - 8 - 8、4 - 2) 同学科生活福祉専攻では特に「介護の基本」「生活支援技術」について、担当教員同士で授業内容の調整を行い、授業内容に不足が生じたり、内容が重複したりしないように注意している。また、他科目で教授された関連する内容について、授業において確認を行なっている。(提出 - 10 - 1、備付 - 4 - 2) 幼児教育保育学科の複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容について打ち合わせを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。自分の担当する授業に関連する科目については、シラバスの内容を確認することや、関連科目担当の教員と直接相談することで、意思の疎通、協力・調整を行っている。(提出 - 10 - 1、備付 - 8 - 8、11 - 2)

~~＜観点(1)－⑤＞~~ 人間生活学科の各教員はカリキュラムや資格取得に必要な科目など、必要な情報を持っており、資料を示しながら学生の指導にあたっている。入学直後のオリエンテーションにおいても履修指導を行い、授業開始後においても、卒業に至るまでの各種の資格の取得について学生の意向を確認しながら必要な指導を行っている。1年生については各チューターが主になり、2年生では卒業研究担当者がチューターとなって、卒業及び就職などについての必要な指導を行っている。また、学生の卒業に関する情報の共有をし、卒業が困難な学生の学習成果の獲得状況や教育目標の達成状況などについて、大まかな確認をしている。詳細については各専攻において検討され、教育目的・目標の達成状況を資格取得の状況や卒業人数、

就職決定状況等を把握している。同学科人間健康専攻教員は、学生の学習成果の取得状況を把握することで、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況の把握・評価を行うことができる。専攻会において、教育目標の達成状況について議論することを心がけている。専攻会や教授会などにおいて、卒業する学生の単位取得状況、資格取得状況、卒業後の進路について情報提供があるため、教員は学生の学習成果、免許資格取得状況、進路状況から把握することが可能で、専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価をしている。**(備付 - 23、23 - 1)** 同学科生活福祉専攻では、年度末に反省会を行ない、教育目的・目標の達成状況を大きな視点から評価し、次年度の課題を抽出している。**(備付 - 4 - 2)** 幼児教育保育学科教員は、学生の学習成果の取得状況を把握することで、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況の把握・評価を行うことができる。教授会などにおいて、卒業する学生の単位取得状況、資格取得状況、卒業後の進路について情報提供があるため、教員は学生の学習成果の取得状況を把握することが可能で、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価することができている。**(備付 - 8 - 4)**

~~＜観点(1) - ⑥＞~~ 人間生活学科の教員は学生に対してチューター、ゼミ指導担当、科目担当、それぞれの立場で、履修及び卒業に至る指導を実施し、免許資格取得を可能にし、卒業させている。同学科人間健康専攻では、科目履修に困難を覚える学生には、科目の担当教員が質問に応じるとともに、クラスのチューター、ゼミ指導担当、科目担当が相談に乗り、適切なアドバイスを与えている。これらの学生の状況は専攻会で報告され、専攻教員間で共有している。

**(備付 - 4 - 2)** 同学科生活福祉専攻は、入学時オリエンテーションや前期・後期に一定の期間を設け履修科目の説明を行い、取得したい資格について必修科目であるか等、卒業に至る指導を行っている。また、シラバスに科目の概要が記載されており閲覧できるようになっている。

**(提出 - 2 - 1、備付 - 10)** 幼児教育保育学科では、科目履修に困難を覚える学生には、科目の担当教員が質問に応じるとともに、クラスのチューター、ゼミ指導担当、科目担当がそれぞれの立場で相談に乗り、的確なアドバイスを与えている。これらの学生の状況は学科会で報告され、学科教員間で共有される。入学した後、進路変更などで退学する学生を除けば、卒業に至る指導ができているといえる。**(備付 - 11 - 2)**

~~＜観点(2)＞~~ 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。事務職員は、新しく建設された短期大学本館に 2017（平成 29）年度から事務局も移転し、ハード面からも教学支援、学生支援のできる体制がより一層整った。

~~＜観点(2) - ①＞~~ 事務職員は各学科・専攻の学習目標を認識し、学生が学習成果を獲得できるように事務職員の職務から貢献している。学長の方針による教職協働の理念の元、事務職員も教育的な視点を持ち、特に、教務学生課は、カリキュラムや授業運営、教育実習面、学生の厚生を担当し、学科専攻ごとの教育目標を把握し、学生の日常の履修指導から免許取得、卒業に至るまでの支援を行い、学生の学習成果の獲得に貢献している。また、キャリア教育センター、地域連携センターの活動も円滑に行えるよう事務職員がサポートしている。

~~＜観点(2) - ②＞~~ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生の学習の達成状況を把握し、教員への情報提供・共有を通じて教員による学生指導を支えている。

~~＜観点(2) - ③＞~~ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生の履修に関する支援を行い、卒業に結びつける役割を果たしている。

~~＜観点(2)－④＞~~ 卒業生の成績記録の管理については、学籍簿とは別に過去の成績記録をバックアップも含め適正に保管している。

~~＜観点(3)＞~~ 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に使っている。

~~＜観点(3)－①＞~~ 図書館の専門職員は学生の学修のための支援を充実させるため、入学時に図書館の使用方法についてのオリエンテーションや図書館での学生の卒業研究・修了研究等におけるレファレンスサービス、レフェラルサービスを行っている。特に文献複写は同フロアで手軽に出来るように、コピー機を設置して活用している。(備付 - 19 - 1)

~~＜観点(3)－②＞~~ 教職員は、学生の自主的な学修を支援するために、必要と思われる図書資料を選定し、定期的に図書購入のリクエストを行っている。さらに、学習を深化させるため教員は、授業の内容をさらに深められるような図書を指定し、閲覧に供している。(備付 - 19 - 1)

~~＜観点(3)－③＞~~ 教職員は Office365 システムを用いたメール、クラウドドライブ、ファイルサーバ上の資料共有を基盤としての業務を遂行している。各自専用の PC を使い、資料作成(授業、研究、大学運営など)、連絡(学生との連絡を含む)、情報共有を円滑にしている。また、本学で、学務システムを中核とした成績処理、証明書発行、シラバス検索システムが運用されており、IR システムへの発展を進めている。(提出 - 1、備付 19 - 2)

~~＜観点(3)－④＞~~ 教職員は学生との連絡を、電子メールを基本として行っている。このことは、学生が情報機器の使い方を習熟するよい機会となっている。また、授業によっては、コンピュータで資料作成する課題が設定され、学生のコンピュータ利用を促進することとなっている。また、インターネットでの情報検索を前提とした課題や、レポートをメールで提出することを求める場合も多い。2015(平成 27)年度に試験的運用を始めた Moodle を授業で用いている教員も出てきている。一部の授業科目では、Moodle による双方向性授業や自習システムが構築されている。学内 LAN にはファイルサーバがあり、これを授業で活用する場合もある。さらに教員は、教員および学生間の情報共有や課題提出の方法を指導している。また、職員では、本学 Web サイト掲載の休講情報をはじめ、就職情報の取得、就活に不可欠なエントリーシート作成等のために、コンピュータを積極的に活用することを勧めている。(提出 - 1)

~~＜観点(3)－⑤＞~~ 教員は、円滑で効果的な教育や充実した学生指導や教務上の処理を実現するため、コンピュータの活用に日々研鑽を続けている。また、情報教育委員会委員を中心に、学内 LAN およびコンピュータの活用の際に生じる問題点について情報を共有し、それを克服する手段について情報教育委員会を設置し問題を解決している。職員においても、総務課や教務学生課をはじめ、職員同士の情報技術の向上による業務の効率化を奨励している。(備付 - 19 - 3)

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目

## 湊川短期大学

の選択のためのガイダンス等を行っている。

- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学では、学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

~~<観点(1)>~~ 本学では入学手続き者に対して、各学科から入学までの課題を与えている。<

~~観点(2)(3)>~~ 入学者に対して、入学後のオリエンテーションに向けた情報提供を行っている。入学後すぐに総合オリエンテーション、学科別オリエンテーションを実施し、学生生活を円滑に行うための講演や在校生からのアドバイス等を実施している。さらに、新しい試みとして学年の垣根を越えて新入生と在学生合同の宿泊オリエンテーションを行った。**(提出 - 1、2 - 1、備付 - 19)** 人間生活学科では初年次教育の一環として、入学直後に「学科・専攻オリエンテーション」を人間健康専攻と生活福祉専攻に分けて実施している。「カリキュラム」や「科目履修について」、「学生生活について」、「進路について」、「履修登録について」のほか、学習の動機づけに関わる等の指導助言を行っている。2年間の学習や単位履修、免許資格の取得に関する指導助言を基本に据え、学生が主体的に取り組み、学修意欲の涵養や専門職を目指す者としての自覚を培うことをねらいとしている。また、上級生と交流する場も意図的に設けており、学生間で助け合い、学びあう機会の保証に努めている。**(提出 - 2 - 1、備付 - 19)** 同学科人間健康専攻での入学オリエンテーションでは、学修内容や取得可能免許・資格を十分説明した上で、コース選択や履修登録の方法を全教員で指導している。専攻科学生が先輩の立場から、入学後の学修についても、アドバイスする機会を設けている。同学科生活福祉専攻では学修の動機づけに焦点を合わせた学修の方法や科目の選択のためのガイダンス等を入学直後と半期ごとに行っている。入学直後に、「学科・専攻オリエンテーション」を設け学修内容を説明している。

**(提出 - 2 - 1、備付 - 19)** 幼児教育保育学科では、入学直後に学科専攻オリエンテーションを実施し、保育者を志す学生に対して、保育者になるための動機づけとして、保育者としての心構えや進路についての指導助言を行い、保育者を目指す者としての自覚を培っている。カリキュラムや科目履修や学生生活についてのガイダンスを通して、学生の主体的・意欲的な学習を促している。また、「専門基礎Ⅱ」では、幼児教育、保育に関連する領域について各担当教員が



講義を行うことで、卒業研究に向けて学生自身が研究課題を設定することにつながっている。**(提出 - 10)**「幼児教育保育学科の 2 年間について」、「カリキュラムや科目履修について」、「学生生活について」、「進路について」、「履修登録について」等の指導助言を行っている。2 年間の学修や単位履修、免許資格の取得に関する指導助言を基本に据え学生が主体的に取り組み、学修意欲の涵養や保育者を目指す者としての自覚を培うことをねらいとしている。また、上級生と交流する場も意図的に設けており、学生間で助け合い、学びあう機会の保証に努めている。

**(提出 - 2 - 1、備付 - 19)**

**<観点(4)>** 学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、履修ガイド、シラバス、学生便覧を発行し、学生の視点に立った情報提供を心がけ、毎年見直しを行っている。履修ガイドでは、卒業、免許・資格取得に必要な科目、免許・資格の種類・概要・取得方法、履修の注意点等をわかりやすく明示している。シラバスでは、授業内容を把握しやすいように、「授業の目的・ねらい」、「授業全体の 内容の概要」、「授業の到達目標」、「各回の授業内容」、「単位認定の方法及び基準」、「授業学修（予習復習）の内容・時間」、「学生へのフィードバック」等を明示し、本学 Web サイトにて閲覧できるようにしている。学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、履修ガイド、学生便覧を発行している。履修ガイドでは、卒業、免許・資格取得に必要な科目、免許・資格の種類・概要・取得方法、履修の注意点等をわかりやすく明示している。学生便覧は毎日携帯したくなるよう工夫し、手帳機能を含め学生生活のマナーや Q&A、施設案内等、学修に取り組む上で必要な情報を提供している。**(提出 - 7、10)**

**<観点(5)>** 本学では、学修成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対しての補修授業に該当する科目は設けてはいない。専門基礎 I（基礎ゼミ I）、音楽基礎（幼児教育保育学科）の科目に補習授業に該当する内容を組んでいる。学力補填教育の準備のためにリメディアル教育ワーキンググループが設置され、検討中である。**(提出 - 7、10)** 人間生活学科では学生についての情報を学科・専任課程全教員で共有し、チューターをはじめ、各教員がそれぞれの担当授業等においてマンツーマンで問題点を明確に示し、課題の解決や達成に必要な点を丁寧に説明するなど、一人一人の学修内容理解が可能になるように尽力している。同学科人間健康専攻では個々の学生の学修の進行に合わせて、生物、数学、国語等の理解について基礎的学力の確認を行い、専門分野等の学修サポートを行っている。基礎学力が不十分な学生に対しては、専門分野に関連させて、各教員が担当科目の中で個別に指導している。必要に応じて、補修の課題を出し、個別で指導している。**(備付 - 4 - 2)** 同学科生活福祉専攻では、入学後より在学中は授業外の時間を利用し、学生の学修の進捗状況に合わせ個別指導を行っている。幼児教育保育学科では、「専門基礎 I・II」において、大学教育に求められる基礎的な能力を養っている。授業内容の要約筆記やグループワークを行うことで、基礎学力の不足が疑われる学生の発見に役立っている。該当する学生についての情報を学科専任教員全員で共有し、チューターをはじめ各教員が担当する授業等において個別に対応し、問題点を明確に示して課題達成に必要な点を丁寧に説明するなど、一人一人の学習内容理解に尽力している。また、器楽演奏（ピアノ等）の技術には非常に大きな差があるため、基礎技能が充分でない学生を対象に、「音楽基礎」の開講および個人レッスンの補習を実施している。**(提出 - 7、10)**

**<観点(6)>** 人間生活学科ではチューター制度により、各学年に複数のクラスを編成し、専任教員がチューターとして学生支援に取り組んでいる。学修支援に関しては、普段の受講態度

や提出物、出席状況を各学科・専攻課程の教員間で常時共有し、必要に応じて指導助言を行っている。半期ごとに出される成績に関しては、各個人の単位習得一覧表を基に、当該学年において必要な単位数が取得できているかを学生とともに双方向で確認するようにしており、不足単位が生じないように管理している。また、学修上の悩み（予習、復習、ノート作成、講義の内容理解が困難など）に関しては、各教科担当者がチューター、若しくは卒業研究担当者と連絡を密に取りながら、学生の不安を取り除き、安定した学修環境の回復に努めている。（人間生活学科人間健康専攻では、前後期の始めと成績返却時及び必要に応じて面接を実施。同学科生活福祉専攻では1年前期に2回以上、それ以降は実習担当者を中心に個別面談を随時実施。幼児教育保育学科ではチューターの面接を科目担当者や卒業研究担当者等と連携しながら実施。）学修の落ち込みが顕著な場合は、個別の学修支援を行い、基礎学力の向上を図りながら学生自身の不安感を軽減できるように取り組んでいる。学修意欲の向上に関しては、各家庭・保護者の協力は必要不可欠であり、チューターを通じて情報提供を行いながら、必要に応じて保護者面談を実施し、共通認識を持てるように対応している。また、資格取得につながる実習に関しては、各実習担当者が中心となり、定期的の実習担当者会議を開催し、各学生の状況を共有することにより、各学生の能力に応じた指導助言を行っている。実務者としてのスキルを蓄積しながら対人援助職としての技量を獲得できるように、支援している。心理的・福祉的なサポートが必要な場合は、学生相談室のカウンセラーや相談員と連携を持ちながら対応している。（備付 - 4 - 2、11 - 2）

学生相談センターでは、本学 Web サイトや入学時オリエンテーション、又は掲示物で学生相談センターの活動などを紹介し、相談しやすい環境を整えている。また、1年に2回お茶会を開催し（1回は寮生に1回は通学生を主体に）相談しやすいきっかけづくりを行っている。また、教職員の相談助言では課題解決に困難がある場合、専門的に相談助言ができるように精神科医師の面談やカウンセラーによるカウンセリングを受けられるように定期的な面談の機会を整えている。合理的配慮が必要な学生への対応についても、当該学生との面談を行い当該学生が希望する配慮内容を確認し必要な部署と連携し配慮をおこない学習成果の獲得に努めている。すべての教職員の意識が向上し学生への適切な対応を実施するために、教職員に対しての研修会を実施している。（提出 - 7）

~~＜観点(7)＞ 該当せず~~

~~＜観点(8)＞~~ 本学では、学修成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援のために、学力別クラス編成やカリキュラムに応用科目の設置などの組織的な対応は行っていない。ただし「卒業研究」の指導において、学生が十分研究できるように助言・指導を行っている。人間生活学科人間健康専攻では各学生の理解度に沿った課題提供と指導助言に工夫を行っている。具体的には反復学習や今あるスキルや能力より少し上の学習課題を設定し、それらを学生が主体的に取り組むことによって学習意欲の涵養に役立てている。また学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀な学生に対する学修上の配慮や学修支援として、適宜、個別指導において学生の関心が高い分野についての参考資料の紹介や課題を課している。また、「教員採用選考試験特別講座」を開設し、進度の早い学生や優秀な学生の学力に応じた学習を指導している。医療事務資格試験対策講座等の資格試験対策のための補講を実施しており、講義時間外での学修の場を積極的に設けている。同学科生活福祉

専攻では進度の早い学生や優秀学生に対する学修上の配慮を行っている。優秀な学生に対して学内広報誌等における意見発表が行える機会を作り、各種団体表彰などに推薦するなど、自尊心の高まりや学修意欲の向上に配慮している。また、基礎学力が不足している学生には授業外に個別指導を行っている。**(備付 - 4 - 1)** 幼児教育保育学科では各学生の理解度に沿った課題提供と指導助言に工夫を行っている。具体的には反復学習や今のスキルや能力より少し上の学習課題を設定し、学生が主体的に取り組むことで学習意欲の涵養に役立てている。「器楽Ⅲ・Ⅳ」では演奏技術をより高め、保育現場で活用する力を養い、支援している。中でも、特に高い学習意欲と、保育職への明確な目的意識をもつ向上心豊かな学生を対象に、本学独自の奨学金制度で学習意欲の向上をはかっている。**(提出 - 1)**

~~＜観点(9)＞~~ 本学では、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っていない。

~~＜観点(10)＞~~ 量的・質的データに基づく学修成果の獲得状況の把握とそれに基づく学習支援方策の点検では、学生の授業評価アンケートを中心に実施しているほか、質的な現状確認は少人数ゼミ体制の導入によってきめ細やかな指導ができる体制をつくっている。学習の進捗状況の逐次の把握と指導に、一括管理されたデータを活用する必要は認めるものの、財政的な制約から十分な対応ができない状況にある。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学では、学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

**＜観点(1)＞** 本学では学生支援委員会設置規程に基づき、学生支援委員会を設置している。活動内容は①学生生活の支援に関する事、②学友会に関する事、③寮に関する事、④食堂・売店に関する事⑤その他とされている。それ以外に、学生相談センターや防災安全委員会等と連携しながら、健康相談や防災訓練等を実施している。役割分担として「学友会支援」「寮支援」の2分会を設置し、それぞれの役割に応じて支援活動を実践している。学生指導ならびに厚生補導については委員長（学生部長）を筆頭に教務学生課ならびに各学科専攻と密接な連携を保ちながらの指導助言を実践している。（提出 - 1）

**＜観点(2)＞** 湊川短期大学学友会規約に基づく学友会役員が、それぞれの職責に応じて学生が主体的に参画できるように活動を実践している。また、その活動を学生支援委員会学友会支援分会の教職員が中心となり支えている。（提出 - 1）本学では学友会が学生自治活動の団体として位置づけられており、クラブ活動の管理や大学祭等のイベントを企画立案し、実施をしている。また寮にも総寮長及び各棟の寮長を置く等して、学生が企画立案する行事などを実施している。平成30年度の部活動数はクラブが6、サークルが1、同好会が2の合計9団体で、教員が顧問となり活動をしている。活動に必要な費用の一部を学友会が補助している。

**＜観点(3)＞** 学内に学生食堂（190席数、営業時間 11：00～13：30）及びまた購買部（営業時間 8：00～17：00）を設けているが、高校との共同利用であり、短大生の利便性を十分に考慮できない状態にある。購買部は、個別注文に対応する体制をとっている。年度末に食堂の外回りもテラス風に改修し、屋外での飲食も可能となり、快適的な環境が整備された。子育て支援センター利用の親子連れにも配慮した座席が用意されている。学生支援委員会で、学生の意見を尊重した教養娯楽施設の充実を図っている。（提出 - 1）

**＜観点(4)＞** 本学敷地内に124名定員の学生寮（楠木寮・翠光寮・菊水寮）がある。女子学生のみを対象とする寮であるため、男子学生及び寮を希望しない女子学生には業者の紹介等している。現在は高校生も入寮しており、共同生活を営んでいる。寮費が無料であり、比較的満室に近い。寮には住込み寮母1名、土・日担当寮母1名の計2名体制で生活支援を行っている。

**＜観点(5)＞** 本学は駅から徒歩で通学できるため、通学バスは運行していない。ただ、電車は30分に一本であり、利便性は高くない。また隣接する敷地に学生用駐車場（約55台分）を契約しており、登録した学生は自家用車での通学を認めている。敷地内に駐輪場を確保し通学の便宜を図っている。

**＜観点(6)＞** 本学では成績優秀学生に奨学金を給付している。具体的には、受験時に高校での成績に応じて入学金免除や学納金の一部免除等の制度、半期ごとの成績で一定の基準を上回った中の一定数の学生に対する学内奨学金である。学内奨学金等については以下の表の通り。この制度は学生の努力を評価するため、学習意欲の向上に役立っている。また、福祉施設や都道府県からの奨学金制度も周知し、利用の促進を図っている。併せて条件に応じて、本学独自の奨学金（貸与型）、各都道府県市町村で行われる奨学金を活用している。

湊川短期大学

種別	内容
成績優秀奨学金 A	入学後の学期毎の学習状況及び成績を判断し、翌期の授業料の一定額を免除する。
成績優秀奨学金 B(校 祖幸田たま賞)	卒業時に学習状況及び成績を判断し、払い込み済みの授業料の一定額を報奨金として授与する。
貸与型奨学金	入学後面談により決定。返済は卒業後、金利負担無し。
理事長賞	貸与型奨学金を受けた者で、学習状況及び成績を判断し、貸与した奨学金の返済を免除する。
日本学生支援機構	1～2年 年約80名 第一種：無利子（月額30,000～60,000円） 第二種：年3%を上限とする利息付き（月額30,000～120,000円）

(提出 - 1、3、4、5)

日本学生支援機構奨学金への対応も、新入生はもとより、在校生に対しても利用の斡旋を行っている。情勢に鑑み、緊急対応型も整備している。(提出 - 1) この奨学金についても説明会や事務手続きの指導等を適宜行っている。

1) 外部奨学金の取得状況（平成30年度）

- ・日本学生支援機構奨学金  
第一種奨学金：1年生…24名、2年生…11名、専攻科…5名 合計…40名  
第二種奨学金：1年生…29名、2年生…45名、専攻科…4名 合計…78名  
第一・二種併用：1年生…14名、2年生…24名、専攻科…4名 合計…42名  
給付奨学金：1年生…6名、2年生…3名
- ・福祉専攻学生対象奨学金  
兵庫県修学資金貸付：1年生…1名、2年生…2名、合計…3名  
向陽福祉会：1年生…1名、2年生…1名 合計…2名
- ・幼児教育保育学科学生対象奨学金  
和歌山県・大阪府・兵庫県・神戸市…各1名
- ・その他奨学金  
京丹後市奨学金：1年生…1名 あしなが育英会：1年生…1名

2) 独自奨学金の概要 本学では、専門職への明確な目的意識を持ち、日々勉学にいそしむ学生に対し、その努力を称えて独自の奨学金制度を設けている。その概要を表①～④に示す。なお、この制度は、学生募集において各高校に周知と理解を求めている。

表① 指定校推薦入試入学者奨学金（平成30年度入学者）

種別	推薦基準	入学金	授業料	趣旨	授与者数
指定校推薦 (第一種)	調査書評定平均値4.0以上	全額免除	年間200,000円免除	高い学習意欲と専門職への明確な目的意識を持つ成績優秀者	28名
指定校推薦(第二種)	調査書評定平均値3.5以上	全額免除	—	同上	64名

(備考) 入学後、成績評価が本学の設定した基準値を2期連続して下回った場合は、翌学期以降、授業料の免除を停止する。

湊川短期大学

表② 学内推薦入試入学者奨学金（平成 30 年度入学生）

種別	推薦基準	入学金	授業料	趣旨	授与者数
学内推薦入 試入学者奨 学金	校長より推薦された成 績優秀者で、調査書評定 平均値が 4.0 以上の者	全額免除	年間 200,000 円免除	高い学習意欲と専門職への 明確な目的意識を持ち、人 間性豊かで向上心の高い者	1 名
	校長より推薦さ れた者	全額免除	—	同上	5 名

表③ 入学後の奨学金（平成 30 年度実績）

種別	概要	授与者数
成績優秀奨学金 A （学長賞）	入学後の学期毎の学習状況、成績により翌期の授業料 の一定額（10%）を授与する。	前期 10 名 後期 18 名
成績優秀奨学金 B （校祖幸田たま賞）	卒業時に総合的学習状況、成績により払い込み済み授 業料の一定額（20%）を授与する。	3 名
貸与型奨学金	入学後面談により決定。返済は卒業後、金利負担なし。	1 名

3) その他の奨学金

表④ ファミリー推薦入試（平成 30 年度入学生）

種別	概要	授与者数
ファミリー推薦入 試	湊川相野学園（高等学校・短期大学）卒業生又は在学生の 4 親等以内の親族（子・孫・兄弟姉妹・いとこ）で高等学校卒 業または卒業見込みの者。入学金のうち、100,000 円免除	5 名

＜観点 (7)＞ 入学時の健康診断や入学後の 1 年に 1 回の健康診断の実施で健康状態を把握している。学生相談センターを設置し、入学前より継続して注意する必要がある状態や、入学後に発症し注意が必要な疾患については、個別に本人や保護者を交えての面談を行い、他の部署と連携し対応できるようにしている。年に 1 回健康調査を実施し、記載内容等を精神科医やカウンセラーが確認して個別面談の必要な学生と面談を行っている。毎月 1 回学生相談センター会議を開催し、配慮が必要な学生の情報を学生相談センター委員で共有し必要な事例は検討し支援の方向を決定して他部署と連携を行うほか、健康教育として外部講師による講演会を開催している。学生相談センターには、精神科医師、臨床心理士、養護教諭、看護師等がいる。学生相談室の設備は、クールダウンスペース、面談室、その他保健室があり、学生が必要な時に利用できるように環境を整えている。（提出 - 7、備付 - 19～22）

＜観点 (8)＞ 毎年、学生生活アンケートを実施している。データに関しては過去実績を蓄積しており、学生支援委員会で取り扱いを検討している。その年度の卒業生を対象に、2 年間の短大生活について「学生生活実態調査」を無記名で実施している。調査内容は①大学生活全般について、②学内の生活について、③学外の生活について、④家庭生活についての 4 項目とそれぞれその項目を細分化し、調査を行った。また 1 年生については後期終了時に同じく無記名で、①授業全般について、②教職員全般について、③施設・設備について、④学生生活全般について、⑤その他の 5 項目について自由記述でアンケートを行った。これらアンケート結果を踏まえ、改善可能なものについては逐次改善している。また経費がかかるものについても、

法人と折衝をし、実現可能な範囲で行っている。(備付 - 7、15、19 - 4)

**＜観点 (9)＞** 現在は留学生を受け入れておらず、過去 5 年以上、留学生が在籍していないため、支援体制については整備をしていない。

**＜観点 (10)＞** 社会人学生に対する学習支援体制は、社会人特別入試を 2 回実施。さらに 2019 (平成 31) 年度入試では社会人経験を有する満 22 歳以上を対象とした社会人奨学金 (入学金のうち¥100,000 免除) を用意して、社会人学生の受け入れ態勢を整備している。学習では、他の学生と区別せず一体となって指導を行っており、学生が互いの良いところを学び合いながら、学修成果を相互に高めている。(提出 - 4)

**＜観点 (11)＞** 学修への特別な支援が必要な学生には、「障害学生支援方針」を基本とした具体的な支援方法の検討をし、学生相談センターを窓口にしたチューターや教職員一体となった支援体制を整えており、入学から卒業までの支援を行っている。(備付 - 19 - 5)

障がい者の支援設備は、本館・1 号館・3 号館においてエレベータの設置、本館・1 号館においては、障がい者用・多目的トイレを整備している。2018 (平成 30) 年度には学生会館周辺の改修工事を行い、自動ドア設置やテラスのウッドデッキ化とともにスロープを設置する等、キャンパス内のバリアフリー化をさらに進めた。(備付 - 38、38 - 1、38 - 2)

**＜観点 (12)＞** 長期履修学生を受け入れる体制を整えるために、学則及び規程の整備を行っている。社会人を含めた多様な学習需要がある人を受け入れるため、科目等履修生、聴講生の受け入れとともに幅広い年齢層が学習機会を得られるよう体制を整えている。(備付資料規定集 - 2、3、4)

**＜観点 (13)＞** 学生支援委員会の所掌業務の範囲にボランティア活動が含まれているが、ボランティア活動は現在、地域連携センターにおいて支援されることになり、学生支援委員会の所掌するものは、本学オープンキャンパスにおける学生スタッフの管理・指導と入学式・学位記授与式における学生スタッフの管理・指導の 2 つとなっている。特に 1 年生の学生スタッフにはその後、学友会や寮委員への選出の参考となり、学生代表や寮の責任者に選ぶという意味では、積極的な評価をしているといえる。地域連携センターでは、学生の社会活動の促進に向けて 2017 (平成 29) 年度に「登録ボランティア制度」を創設し、学外からのボランティア活動の要請を一元管理するとともに、学生への情報提供および参加勧奨やコーディネートを行っている。現在 108 名の学生がボランティア登録を行い、三田市関連事業や北九州北部豪雨被災地支援・西日本豪雨被災地支援などでボランティア活動を行っている。(備付資料規定集、備付 - 38 - 3、38 - 4、38 - 5、38 - 6)

人間生活学科では、学科として学生の社会的活動に対し、何らかの評価をすることはないが、各専攻において学生に対する評価をする際の参考としている。同学科人間健康専攻では、キャリア教育センターを中心に、学生が主体となる地域活動やボランティア活動を組織的に行っている。三田市との協定に基づく事業は複数ある。人間健康専攻では、養護教諭コースの学生を中心に、近隣市の学校スクールサポーターや野外体験活動の救急支援員などに参加している。同学科生活福祉専攻においては、1 年次夏休み期間に学生への課題として、施設のイベントなどに参加し、レポートを作成することを例年の課題として課している。これらは学生が実習に臨むまでの一つのステップとして位置づけられているため、積極的な評価をしているわけではないが、夏季休暇明けの授業内で報告をし、互いに情報の共有を図っている。また、実習施設や

地域の高齢者施設、障害者支援施設等からボランティア活動の依頼を受け、学生に紹介し参加を促している。地域連携センターと連携をとり様々なボランティア等の参加している。社会的活動に参加したことは、授業中に他学生に紹介し評価している。地域連携センターでは、登録ボランティア制度を設け登録学生に対するボランティア情報の提供や活動勧奨及び支援を行い、活動終了後は学生から活動報告を受けている。これらのなかで、活動先から高い評価の得られた事例は、地域連携会議での報告や、教職員に提供を行っている。また、特に活動内容が顕著なものについては、三田市主催「学生のまちづくりコンテスト」で発表の機会を設け、顕彰の機会としている。(備付 - 38 - 5、38-6)

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学は、学生に対して手厚い進路支援を行っている。

~~<観点(1)>~~ キャリア教育センター規定に基づき、教職員によるキャリア教育委員会が設置されておりセンターの運営に当たっている。センターによるキャリア教育として、就職支援にとどまらず全人的能力の向上を目指すことを目的に、教育キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱが設けられキャリア教育の実践が行われている。(備付 - 8 - 9、備付資料規程集 - 6)

~~<観点(2)>~~ 2016(平成28)年度に専用のスペースと職員の配置された、キャリア教育センターが創設され、就職支援にとどまらないキャリア教育として就職支援を行っている。学生が求人情報を閲覧し、何かあればすぐに質問ができる環境を整備している。キャリア教育センターに常駐の職員(キャリアコンサルタント)が、個人面談・就職試験対策等多様な学生にきめ細かく対応している。キャリア教育センター開室時間は原則として、平日8:45~17:15であるが、状況に応じて対応している。

~~<観点(3)>~~ 資格取得は各学科・専攻課程において目指す資格があり、資格養成校の側面もあるため基本的には学科での取得が主になる。それぞれの学びの中で資格を取得するもので、就職対策的な資格取得は勧めていない。2年間の教育の中で身につけたものが就職試験で表現されるものであり、日常の教育こそが就職試験対策である、と考えているため個別面談の中で、必要に応じた対応をしている。希望者についてはMOS資格取得が可能である。しかし、システム構築が難航し、学内会場での受験が難しく、2018(平成30)年度は学外試験会場を案内したが、受験希望者はいなかった。教員採用試験に合格するには、早期からのモチベーションの維持が重要であると考え、2018(平成30)年度から養護教諭教員採用試験対策講座・模擬試験等の実施を始めた。(対策講座の学生への案内) 試験対策については、個々に対応をしている。



**<観点(4)>** 後期に就職の内定率を教授会に提出し、教員による指導の資料として供している。また、就職先の分野を分析し、教授会で報告をしている。また求人が届いた際、学生の希望が多い分野についても問い合わせている。取得資格がその業界以外でも広く通用する能力であることが判明した場合には、異なる業界へ進出することを勇気づけている。後期には、2年生の就職内定成功体験発表会を開催し、活動時期など動機づけをしている。また、学生の就職ガイダンス等で前年度「卒業生の就職先一覧」を配布し、モチベーションアップにつなげている。

**<観点(5)>** 幼児教育保育学科と人間健康専攻には専攻科があるため、進学についての指導を行っている。また生活福祉専攻においても希望者に対しては指導を行っている。(備付 - 23)  
また編入学の指定校については進学希望学生への照会を行っている。留学に関しては、現状では希望者がいない。(備付 - 23 - 2)

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

- 15：学修成果の獲得に向け基礎学力が不足する学生に対する補習教育のために、教務委員会の下にレメディアル教育を実施するためのWGを設置したが、実質的な動きを取るに至っていない。
- 16：学修成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援のために、短大としての基本的な考えを確立し、現在実施されている各学科・専攻ごとの対応を一貫性のある体制にまとめる必要がある。
- 17：レメディアル教育の一環として、学修成果の獲得に向けて学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制の整備を検討する必要がある。
- 18：短期の研修を含め、学生の中に留学への希望があるのかどうか、調査することを検討する必要がある。
- 19：学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づいて把握し、学生の学習支援の方策を点検するためIR委員会の活動の実質化を目指す必要がある。
- 20：学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価するために、社会的活動の参加を単位認定する等、具体的に評価する制度の検討が必要である。
- 21：キャリア教育に対する職員の関心を高め、理解を深め共有するための研修の場を設ける必要がある。
- 22：専攻科幼児教育専攻が2019年度から募集停止することへの対応として、2020年度以降幼児教育保育学科の学生の進学（編入）先の確保に努める必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題① 本学学生、入学予定者や保護者、高等学校教員など誰でも閲覧できるよう、学科・専攻課程の学位授与の方針が本学 Web サイト上に公開する。

<実施状況> 本学 Web サイトにて公開済み

課題②③ 学科・専攻課程の教育目標、学習成果、学位授与の方針、教育課程・実施の方針、入学者受け入れの方針について、現在実施している評価とフィードバックの実績を整理し、アセスメントの方法、点検、改善する仕組みを、2013（平成 25）年度から研究し、確立させる。

<実施状況> 2016（平成 28）年度に教育目標とともに三つの方針について見直しを行った。

課題④ 卒業生の進路先からの評価の聴取の仕組みを検討し、進路指導企画委員会の業務分掌として位置づけ、実行に移す。

<実施状況> 進路指導委員会（現、キャリア教育委員会センター）において検討を行い、その後キャリア教育センターにて検討をし、アンケートを実施している。

課題⑤ 卒業生の進路先からの評価や卒業生アンケートの結果を学習成果の査定のデータとして、各学科・専攻課程にフィードバックし、活用する。

<実施状況> 卒業生に対する就職先からの評価アンケートを実施しデータを収集したが、学修成果の査定・改善につなげるには至っていない。

課題⑥ 成績評価基準を学位授与の方針に対応させ、学生の学習成果の状況を把握するための評価体制を、平成 25 年度中に整備する。既存の量的データ把握に加え、学習成果に適合した新たな成績評価基準やその他の方法を用いて、学習成果の把握を行う。

<実施状況> 成績評価基準と DP についても 2016（平成 28）年度の見直しの際に、対応するように修正を行った。

課題⑦ 教員が教育目的・目標の達成状況を把握・評価する体制を確立させる。

<実施状況> 各学科・専攻課程の会議において、学生の学修成果の達成状況の把握をする中で、教育目的・目標の達成状況を把握するようになっている。

課題⑧ 幼児教育保育学科における FD 活動を毎年実施するよう、学科会において位置づける。

<実施状況> 現在は学科・専攻課程ごとに FD を実施するのではなく、本学全体として行うよう方針が変更され実際に実施されている。

課題⑨ クラブ活動が継続的に行われるような仕組みを検討し、学友会と協力しながらおこなう。

<実施状況> 継続的に行われているクラブ活動も散見されるようになっている。

課題⑩ 売店の商品を充実させるための学生アンケートを定期的に実施し、改善を行う。

<実施状況> 売店との協議を継続して行っており、学生の要望に応じ、必要なものを納入してもらえる体制にはなっている。

課題⑪ 就職先一覧のデータを就職支援に活用する具体策について、進路指導企画委員会（現

在はキャリア教育センターと名称を変更している。)を中心に検討する。

<実施状況> 現在は貼り出すなどの形で公開はしていないが、個別の相談時に資料として提示をしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

6: 教養教育の効果を入学時から卒業時まで、経年的な視点では測定・評価し改善に取り組むためのシステムを構築し推進する必要がある。

<改善計画>

IR委員会において教養科目を中心にした、入学時から卒業時までの教養教育の経年的な測定・評価のシステム構築の可能性を検討する。

7: 教育評価における測定方法などの見直し改善を図る必要がある。

<改善計画>

教育評価における測定方法を見直す。

8: 三つの方針の見直しを、短大の年間ルーティーンに組み込む必要がある。

<改善計画>

アセスメントポリシーの実実施計画として、年度末の見直しをルーティーン化する。

9: 入学前の学習成果の把握・評価を含め、入学者選抜を含めた各学科・専攻課程での学習成果を測定する仕組みや方法論を確立する必要がある。

<改善計画>

各学科で、入試を含む学習成果の仕組みや方法論を整理し、課題を明らかにする。

10: GPAの活用の幅を広げる可能性を広げる必要がある。

<改善計画>

GPAの活用の幅を広げる可能性を検討する。

11: 学習成果を量的データとして明確にする取組の幅を広げる必要がある。

<改善計画>

学修成果を量的データとして明確にする取組の幅を広げる可能性を検討する。

12: 現在キャリア教育センターで行っている卒業後の学生および就職先の評価を、さらに組織的な取組にし、年間ルーティーンとして位置づけるとともに、その組織的な活用の方法を構築する必要がある。

<改善計画>

卒業後の学生と就職先の評価に関する調査を継続し、そのデータの活用方法を確立する。

13: IR委員会の活動を活発化し、学習成果の充実策の期間に位置づくような運営を目指す必要がある。

<改善計画>

IR委員会の活動を活発化し、学習成果の拡充策の基幹に位置付けるようにする。

14: 本学独自の取り組みとして行っている茶道教育、地域創造に関連する科目(アクティブ・ラーニング)の成果を明確にし、その後の学習につなげる方法を検討する。

<改善計画>

アクティブ・ラーニング関連科目の成果を明確にする方法を検討し、その後の授業と関連

づけながら発展を図る方法を検討する。

15：学習成果の獲得に向け基礎学力が不足する学生に対する補習教育のために、教務委員会の下にレメディアル教育を実施するためのWGを設置したが、実質的な動きを取るに至っていない。

<改善計画>

レメディアル教育のWGの活動を活発化させ、その具体的な実施をめざす。

16：学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援のために、短大としての基本的な考えを確立し、現在実施されている各学科・専攻ごとの対応を一貫性のある体制にまとめる必要がある。

<改善計画>

進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援のために、短大としての基本的な考えを確立する。それを基に、現在実施されている各学科・専攻ごとの対応を一貫性のある体制にまとめる。

17：レメディアル教育の一環として、学習成果の獲得に向けて学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制の整備を検討する必要がある。

<改善計画>

レメディアル教育の一環として、学習成果の獲得に向けて学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制の整備を検討する。

18：短期の研修を含め、学生の中に留学への希望があるのかどうか、調査することを検討する必要がある。

<改善計画>

短期の研修を含め、学生の中に留学への希望があるのかどうか、調査することを検討する。

19：学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づいて把握し、学生の学習支援の方策を点検するためIR委員会の活動の実質化を目指す必要がある。

<改善計画>

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づいて把握し、学生の学習支援の方策を点検するためIR委員会の活動の実質化を目指す。

20：学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価するために、社会的活動の参加を単位認定する等、具体的に評価する制度の検討が必要である。

<改善計画>

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価するために、ボランティア活動証明書などの活動を具体的に評価する制度の検討を進める。

21：キャリア教育に対する職員の関心を高め、理解を深め共有するための研修の場を設ける必要がある。

<改善計画>

キャリア教育に対する職員の関心を高め、理解を深め共有するための研修の場を設ける。

22：専攻科幼児教育専攻が2019（令和元）年度から募集停止することへの対応として、2020（令和2）年度以降幼児教育保育学科の学生の進学（編入）先の確保に努める必要がある。

<改善計画>

## 湊川短期大学

専攻科幼児教育専攻が2019年度から募集停止することへの対応として、2020（令和2）年度以降幼児教育保育学科の学生の進学（編入）先の確保に努めるとともに、それが可能になるよう学習指導を充実させる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料 1 2018 学生便覧、10 シラバス

備付資料 4-1 学園誌「みなとがわ」、4-2 2018 年度人間健康専攻会議議事録、19-4 学生支援委員会（寮担当）議事録、26-1 本学 Web サイト「教員紹介」、26-2 教員配置（教授会資料 H30.4.3 No.5）、30-1 オフィスアワー（2019 前期・後期）、31 外部研究資金の獲得状況一覧表、31-1 科研費交付決定通知書、32～34 「湊川短期大学紀要」、35 教員以外の専任職員の一覧表、36-1 法人全体 SD 活動記録、38-1 キャンパスマップ P81～84、2018 履修ガイド、38-2 教室配置

備付資料規程集 12 教員選考規程、13 人事委員会規程、14 非常勤講師に関する規程 15 湊川相野学園の海外研修に関する規程、16 事務組織規程、17 情報セキュリティ基本方針、基準、規程、18 FD・SD 委員会規程、19 防災安全委員会規程、20 就業規則及び諸規則、21 教員の研修等に関する原則

- ・ 出勤簿 諸届（様式）

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

~~<観点 (1) (2)>~~ 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されており、短期大学及び

学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。(備付 - 26 - 2)

下表は、2018（平成 30）年 5 月 1 日現在在籍の専任教員数を示しており、1 学科 2 専攻ともに教授の数を含め、教員数は短期大学設置基準を満たしているとともに、設置基準を上回る教員を配置し、教育力の強化を図っている。

学科・専攻名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手
	教授	准教授	講師	計	[イ]	[ロ]	
人間生活学科							
人間健康専攻	2	3	0	5	5	—	0
生活福祉専攻	3	4	0	7	7	—	0
幼児教育保育学科	3	6	0	9	8	—	0
小計	8	13	0	21	20	—	0
[ロ]	3	1	0	4	—	4	0
合計	11	14	0	25	20	4	0

＜観点(3)＞ 専任教員の職位は、本学の教員選考基準、教員昇任基準において、専任教員の職位ごとに、真正な学位、教育実績、研究業績等及び短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力、特に教育実践力、教科適合性等をもっていることを必要資格と定め、それに適合した者の採用、昇任を行っており、短期大学設置基準の規定を充足している。さらに教員に関する情報は、本学 Web サイトにおいて専任教員数及び教員組織、各教員が保有する学位及び業績等を公表している。(備付 - 26、26 - 1)

＜観点(4)＞ 学科・専攻課程の CP に基づいて、専任教員と非常勤教員（兼任）を配置している。CP に基づいた教育課程を実施するにあたり、専任教員が中心となりながら非常勤教員が専任教員を補完していく役割をとっている。専任教員と非常勤教員の合同の授業も多く、連携して教育効果を高めており、非常勤教員単独の授業でも、専任教員、非常勤教員が相互に授業の前後に連絡をとり、授業の円滑化を図っている。

＜観点(5)＞ 非常勤教員の採用は、本学の非常勤講師任用基準において教育実績、研究業績等及び短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力をもっていることを必要資格と定め、それに適合した者の採用を行っており、短期大学設置基準の規定を遵守している。(備付 - 27、備付資料 - 14)

＜観点(6)＞ 学科・専攻課程の CP に基づいて補助教員を配置している。人間生活学科人間健康専攻の食育健康コースの「クッキング」、「食育実習」等の調理実習の授業において調理実習指導助手（非常勤）を配置し、人間生活学科生活福祉専攻の「生活支援技術」の授業において生活支援技術指導助手（非常勤）を配置している。助手による補助によって教育内容の伝達と定着が大きく向上している。

＜観点(7)＞ 教員の採用、昇任は教員選考規程、就業規則に基づいて厳格に行っている。教員の採用に関しては、学長の許可のもと選考委員により公募も含めて採用活動をおこなう。提出書類の選考及び面接や模擬授業等の結果から、選考委員が候補者を学長に推薦し、学長は人事委員会に諮り、適格であると認めた場合、教授会で人事案件として教授のみにより審議する。

昇任については、学科長推薦と自己推薦があり、学長は、提出された資料に基づき人事委員会に諮り、適格であると認めた場合、教授会で人事案件として教授のみにより審議することとなっている。(備付資料 - 12、20、備付規程集 - 12、13、20)

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

<観点(1)> 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、各教員の担当科目との整合性を図りながら概ね成果を上げている。下記の表は 2018（平成 30）年度の専任教員の研究業績及び国際的・社会的活動の有無となっている。(備付 - 30)

	研究業績				国際的活動	社会的活動
	著作数	論文数	学会等発表数	その他		
浅井祐子	—	—	—	—	—	—
末本 誠	—	—	—	—	有	—
西川央江	—	—	—	—	—	—
山田哲也	0	2	5	0	有	有
野崎洋司	—	—	—	—	—	有
田和優子	—	—	—	—	—	—
鶴田祥子	—	1	—	—	—	—
大島里詠子	—	—	—	—	—	—
中島桜子	—	—	—	—	—	—
馬込武志	—	1	3	—	—	—
尾崎剛志	—	1	—	—	—	有
静 和美	—	—	2	—	—	有



湊川短期大学

北村米子	—	1	—	1	—	—
高橋 晋戒	1	—	—	1	—	有
武田俊昭	—	1	3		—	有
大前 衛	—	—	—	—	—	有
臼井奈緒	2	2	1	3	—	有
大西隆弘	—	2	1	5	—	有
永易直子	2	1	—	—	—	有
谷口ナオミ	—	—	—	—	—	—
谷めぐみ	—	—	1	1	有	有
佐伯岳春	—	1	3	—	—	有
田邊哲雄	1	1	—	—	—	有
永井毅	1	1	—	—	—	—
上田恵子	—	—	1	—	—	有

~~＜観点(2)＞~~ 個々の教員の研究活動状況は、researchmap に公開するように促している。また研究業績の一部は本学 Web サイトの「教員紹介」にも掲載している。(備付 - 4 - 1、26、26 - 1)

~~＜観点(3)＞~~ 教員の平成 30 年度の科研費採択状況は下記の通りである。

採択者	直接経費	間接経費	合計
山田教授 (代表研究)	1,500,000	450,000	1,950,000
上田教授 (代表研究)	2,300,000	690,000	2,990,000
山田教授 (分担研究)	120,000	36,000	156,000
合計	3,920,000	1,176,000	5,096,000

(備付 - 31、31 - 1)

~~＜観点(4)(5)＞~~ 教員の研究活動における規程として、文部科学省の提示する「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等に沿って研究費の不正使用防止や研究活動における不正防止のため以下の規程を整備している。特に研究倫理については日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニングコース」の定期的な受講を必須としている。

- ① 湊川短期大学 研究活動行動規範
- ② 湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程
- ③ 湊川短期大学における公的研究費の執行に関する管理体制
- ④ 湊川短期大学における研究費執行の管理に関する規程
- ⑤ 湊川短期大学における公的研究費監査手順に関する規程
- ⑥ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手續等に関する取扱要項
- ⑦ 湊川短期大学における公的研究費の物品調達に係る納品・検収[業者の皆様へ]
- ⑧ 湊川短期大学における公的研究費の不正な使用の通報(告発)窓口の設置について
- ⑨ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制
- ⑩ 湊川短期大学における公的研究費の適性管理に関する相談窓口について
- ⑪ 湊川短期大学における不正防止計画
- ⑫ 学校法人湊川相野学園公益通報等に関する規程

- ⑬ 湊川短期大学研究公正管理規程
- ⑭ 湊川短期大学における研究活動の不正防止管理体制に関する規程
- ⑮ 湊川短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い規程

＜観点(6)＞ 教員の研究成果の発表の場として、年 1 回「湊川短期大学紀要」を発行している。2018（平成 30）年度は 14 本の論文等の研究成果を掲載している。2018（平成 30）年度からは卒業研究、修了論文を含め、機関リポジトリとしての整備を始めている。他に学園誌「みなとがわ」に研究成果として、当該年（1 月から 12 月）に発表した論文、学会発表、講演会等の一覧を掲載している。（備付 - 4 - 1、30、32、33、34）

＜観点(7)＞ 専任教員が研究を行う研究室を整備している。2005（平成 17）年度末に、専任教員すべてに個人研究室を整備した。

＜観点(8)＞ 教員は、月曜日から金曜日（除く木曜日）の間に週 1 回の研修日を設けており、研究、研修等を行う時間を確保している。（備付 - 30 - 1）

＜観点(9)＞ 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備については「湊川相野学園の海外研修に関する規程」に定められている。（備付資料規程集 - 15）

＜観点(10)＞ 授業・教育方法をテーマとする FD を随時開いており、教員はそれを授業の改善に生かそうとしている。湊川短期大学アセスメントポリシーが策定されており、その中の FD 委員会の役割に、学生の授業評価を基に選ぶ「優れた授業の選定と共有」が位置づけられている。こうして選ばれた授業担当者を講師とする FD が開催されている。（備付 - 36）

＜観点(11)＞ 授業担当専任教員、20 名以下のクラス担当専任教員のチューターは、事務組織である教務学生課と日頃から密接に関わっており、特に教務面では職員と深く連携して授業関係、学外実習関係など、履修が円滑に行われるよう学修成果の向上に努めている。また、本学の 30%強を占める寮生の指導でも、教員・職員との連携が欠かせないと考え指導している。

#### （備付 - 19-4 学生支援委員会議事録）

人間生活学科人間健康専攻では、クラスチューターを務める専任教員が中心となって関係部署と連携し、学習成果向上のための支援を行っている。学習面においては学生支援委員会及び、教務学生課と連携して学生の支援に当たっている。同学科生活福祉専攻では、学生の学修成果の獲得向上のため、就職に関してはキャリア教育センター、ボランティア活動等では地域連携センター、学生生活の悩みなどについては学生相談センターなどと連携をしている。また専攻会議の中でも、学生状況については共有を図っている。幼児教育保育学科では、専任教員、非常勤講師、教務学生課と連絡調整を取りながら、授業関係、学外実習関係など学習が円滑に行われ学修成果が向上するよう努めている。特に、短大事務局とは学外実習に際して緊密な連携を図るほか、附属幼稚園・保育園、三田市地域子育て支援センターとは実習やボランティア活動、共同イベント、職員研修の実施などで日常的に連携を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備している。
  - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

~~<観点 (1)>~~ 「短大事務局」では、事務局長以下、課長、主任を置き、指示命令系統、責任の所在を明確にしている。事務組織としては、教務学生課、総務課、キャリア教育センター事務室、地域連携センター事務室、子育て支援センター事務室を設けている。

~~<観点 (2) (3)>~~ 事務所は短大事務局として集約され、それぞれの事務職員は専門の職能を有し、職務内容に応じた配置をしており、能力や適性を発揮できる環境が整っている。

~~<観点 (4) (8) (9)>~~ 業務に関しては、事務組織規程に基づく業務分掌に基づき、担当業務を行っているが、人員も十分とは言えないため、当該課にとらわれず、学生の学習成果を向上させるために、関係部署や教員との連携も含め相互に協力している。日常業務についても常に見直しを図り、学内業務の流れや外部への発信文章等改善をおこなっている。**(備付 - 35、備付資料規程集 - 16)**

~~<観点 (5) (6)>~~ 事務処理に不可欠なパソコンは、各職員に 1 台支給され、プリンターや複写機の事務機器も業務が円滑に行えるよう配置されている。日々の事務作業や授業などで使用する備品等はすぐに対応できるように、一定のストックを短大事務局内と倉庫で保管・管理をしている。

また、情報セキュリティ対策を施した学内ネットワークを整備しており、データ管理は当然のこと、教職員が情報共有できるシステムを通じ業務の効率化を図っている。防災対策については、防災安全委員会を設置し、学生や教職員対象として年 2 回防災訓練や講習会を実施している。**(備付 - 8 - 4、備付資料規定集 - 19)**

~~<観点 (7) - ①>~~ SD活動に関しては、短期大学として教員と事務職員合同の FD・SD 委員会を設置し、研修を行っている。さらに、学園全体として事務部門に特化した SD 研修を行い、専門職としての事務職員の育成を図っている。**(備付 - 36 - 1)**

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

~~<観点(1)>~~ 本学では、湊川相野学園諸規程集「就業規則」、「育児休業に関する規程」、「介護休業及び育児・介護短時間勤務等に関する規程」、「給与規程」、「退職金規程」、「定年規程」等を整備し、この諸規程に基づいた人事管理に努めている。(備付資料規定集 - 20、22、23、24、25、26)

~~<観点(2)>~~ 本学園では、諸規程集は共有サーバーにデータベースにて設置し、常時閲覧できるようにしている。諸規程集の改定については、その都度理事会で承認後、規程を改定したことを教授会・職員朝礼等で通達し遵守するように周知している。就業規則については、採用時に配布し新任研修会等で説明も行っている。(備付 - 36 - 2)

~~<観点(3)>~~ 本学では、就業規則及び教員の研修等に関する原則に基づき業務を遂行している。2018（平成 30）年度より出張を除き就業前に出勤簿の押印を原則とする。教職員の退勤は出勤簿にて管理し、年休・欠勤・振休・出張・研修等についての届出が必要である。届出は、教務学生課・所属長を経て法人総務課において管理している。半月ごとに出勤簿と照合し、届出等の不備がないかを管理し毎月集計を行っている。また、教務学生部管理の教科目授業記録及び出張復命書においても照合を行っている。(備付 - 36 - 3、36-4、36 - 5)

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

24：researchmap への公開は教員個人に委ねられており、公開している教員が少数に止まっている。

25：次年度に向け、就業規則及び諸規程集の齟齬を整備する必要がある。

26：出・退勤は出勤簿にて管理を行っており、時間管理までには至っていない。労働安全衛生法に基づき労働時間の把握義務に向け、次年度より客観的な方法として出勤簿に出退勤時間を記入し把握する方法を導入する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 1 2018 年度学生便覧 (P65~70、81~84)、12 履修ガイド (P7~8)

備付資料 8 - 4 教授会議事録 (防災訓練に関する資料)、38 校地、校舎に関する図面、39 図書館、学習資源センターの概要 (リーフレット及び業務マニュアル)、39 - 1 図書館関連書類一式 (平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等資料)

備付資料規定集 27 危機管理規定、28 経理規程、29 固定資産及び物品管理規定、30 防火管理規定、31 図書館資料廃棄規程、32 情報システム運用基本方針・情報システム運用基本規程、33 個人情報管理規程、34 保有学生個人情報管理規程、同保護規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 本学該当しない
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

~~＜観点 (1)＞~~ 本学の収容定員は 360 名である。よって設置基準上必要となる校地面積は、 $360 \times 10 \text{ m}^2 = 3,600 \text{ m}^2$ となる。現有の校地は、校舎敷地  $15,527 \text{ m}^2$ と運動場用地  $16,799 \text{ m}^2$ があり、合計で  $32,326 \text{ m}^2$ となる。よって、設置基準に対して十分な校地を有している。(提出 - 1、12、備付 - 38)

~~＜観点 (2)＞~~ 本学の運動場は学舎と同一の敷地内に位置し、 $16,799 \text{ m}^2$ の広さがある。これだけでも設置基準を上回る広さであり、十分な面積の運動場であると言える。(提出 - 1、12、備付 - 38)

~~＜観点 (3)＞~~ 設置基準上で必要となる校舎面積は次の通りである。人間生活学科人間健康専

攻（収容定員 80 名）（家政関係）1,250 m<sup>2</sup>、人間生活学科生活福祉専攻（収容定員 80 名）（社会学・社会福祉学関係）1,000 m<sup>2</sup>、幼児教育保育学科（収容定員 200 名）（教育学・保育学関係）2,350 m<sup>2</sup>であり、合計 4,600 m<sup>2</sup>となる。それに対して、現有の校舎面積は 8,147 m<sup>2</sup>あり、十分な広さを有していると言える。（提出 - 1、12、備付 - 38）

~~＜観点(4)＞~~ 校地はすべて同じ敷地内に位置しており、移動距離は長くない。ただ、校地がなだらかな傾斜地となっているため、校舎間をつなぐ通路が坂や階段になっている部分がある。できるかぎり階段では無くスロープにするように配慮しているが、階段のすべてにスロープは設置できていない。しかし、耐震改築工事に伴う校内整備により、校地内の階段はすべてスロープが設置される予定である。障がい者対応のトイレは、2カ所設置している。校舎の中で、エレベータが設置されているのは 3 棟であり、それ以外の校舎は階段のみである。（提出 - 1、12、備付 - 38）

~~＜観点(5)＞~~ 講義室、演習室、実験・実習室の配置に関しては、3つの学科・専攻の必要に応じた教室を配置して教育を行っている。人間生活学科人間健康専攻では、3つのコース（養護教諭コース、医療秘書事務コンピュータコース、食育健康コース）それぞれに必要となる「看護学実習室」、「模擬保健室」、「0A 教室」、「調理実習室」、「理化学実験室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。人間生活学科生活福祉専攻では、「介護実習室」、「入浴実習室」「演習室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。幼児教育保育学科では、「保育室」、「リズムスタジオ」、「音楽室」、「電子ピアノ室」、「個人ピアノレッスン室」、「図工室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。高額な機器等は、年度を限った目的予算を組んで対応しているが、ここ数年では、0A 教室のコンピュータ 41 台の一斉更新や、個人ピアノレッスン室のピアノを年次計画で更新してきた。（提出 - 1、12、備付 - 38）

~~＜観点(6)＞~~ 該当せず

~~＜観点(7)＞~~ また、2016（平成 28）年度末に竣工した本館においては、普通教室の全てに、視聴覚対応の天吊りプロジェクター、スクリーン、DVD デッキ、音響機器、コンピュータ（大・中教室）等の設備を備え、教員はこうした教室を使用して、情報通信機器を活用した授業を展開している。同じく本館においては、各階の中心にラーニング・コモンズを備えており、学科・専攻を問わない幅広い用途に利用できるオープンスペースとして、さらにアクティブ・ラーニングやグループワークなどのさまざまな授業形態にも対応できるよう整備している。（提出 - 1、12、備付 - 38）

~~＜観点(8)＞~~ 図書館の専有延床面積は、492 m<sup>2</sup>であり、現学生数の利用頻度に十分対応可能な面積を有している。図書館は、記念会館（学園創立 60 周年記念）の 2～4 階に位置しており、2 階部分は司書の受付業務・各種サービスの実施および図書全般の管理運営スペースであるとともに、学術雑誌を含め、公的文書類および視聴覚機器を設置しての閲覧室となっている。3 階部分は開架書庫として蔵書の大半を収納しており、4 階部分には雑誌を保存している。現在の蔵書数は約 50,000 冊、学術雑誌数は約 130 種になる。AV 資料数（視聴覚教材）は 1590 本程度あり、最新のものや、学生の興味関心を引き出せるような蔵書・資料の選定に努めている。（備付 - 39、39 - 1）

~~＜観点(9)＞~~ 購入図書選定においては、①学科専攻ごとに予算を立て、学習のために必要と

思われる資料の購入希望を取りまとめて購入している。②学生からのリクエストに応えられるように予算を計上している。また分野ごとに希望を抽出し、可能な限りにおいて購入・取得を図り、さらに、購入後、利用可能になった資料を一覧にし、教授会にて報告し、その活用を促している。図書資料の廃棄については、図書館資料の廃棄規程に従い、資料の廃棄を行っている。(備付 - 39、39 - 1、備付資料規定集 - 31)

教員から、購入希望図書選定時に申し出のあった参考図書の購入に努めている。また、教員に学生のより深い学習に寄与することができるような図書資料を教員指定図書として別置き、学生の利用に供している。(備付 - 39、39 - 1)

~~＜観点 (10)＞~~ 体育館は 1,697 m<sup>2</sup> (内アリーナ部 923 m<sup>2</sup>) で、バスケットコートが 2 面とれる床面積を有しており、室内での体育実施に支障が無い広さを有している。(提出 - 1、12、備付 - 38)

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

~~＜観点 (1)＞~~ 本学における固定資産の管理においては、学校法人湊川相野学園（以下「法人」という。）「経理規程」に定め、その運用において、「固定資産及び物品（以下「物品」という。）管理規程」を定めて、法人が所有する物件の取得、修理等適切な維持管理に努めている。(備付資料規定集 - 28、29)

~~＜観点 (2)＞~~ 施設設備の管理については、日常の施設の管理については、清掃業務を専門業者に委託し、消防用設備、空調設備、エレベータ設備等は、定期的に点検を実施する等適正な維持管理に努めている。また、物品については、常に在庫状況を把握し、運営に支障がないよう適宜補充を行う等、管理に努めている

~~＜観点 (3)＞~~ 本学では、「危機管理規程」を整備し、本学に発生する自然災害、火災等様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本学の学生、職員等の防災安全対策に努めている。(備付資料規定集 - 27)

#### ア 火災予防対策

施設の防火管理を徹底するため、「防火管理規程」を整備するとともに、防火管理者を配置し、定期的に学生、教職員による学内全体の初期消火・避難訓練・放水訓練等を実施している。また、学生に対し、火災予防の観点から消防署と連携し、火災予防フィル

ムを視聴させる等火災予防の啓発と強化に努めている。

イ 地震対策

阪神大震災・東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震化が早急な課題であり、本学においても学生、教職員の安全確保等、防災安全対策の観点から文部科学省の補助金を利用して、耐震改築工事を行った。耐震強度のない校舎の解体も2017（平成29）年度上半期に完了した。

ウ 防犯対策

本学の防犯対策として、夜間に警備員を配置するとともに、校門、各校舎入口、通路等各所に防犯カメラを設置し、学内の防犯対策に努めている。また、所轄の警察書と連携し、適宜警察官による学内巡回警備を実施している。その他、特に防犯対策が必要な箇所は、警備会社に夜間の機械警備を委託し、防犯対策を図っている。

~~＜観点(4)＞~~ 火災予防のために施設内に設置された消防用設備を消防法の規定に基づき、定期点検を実施するとともに、学生・教職員を対象に定期的な学内全体の初期消火・避難訓練等を実施している。教職員対象は概ね夏休み期間を利用し初期消火等を重点的に行い、学生対象は11月に火災を想定した避難訓練と消防署員による講話を例年実施している。（備付-8-4）

また、学内各所には防犯カメラを設置し、モニターについては短大事務局において適宜確認できるようにしている。防犯カメラは相手に意識させることによって、犯罪の防止に寄与するとともに、その設備については、適宜機能点検を行っている。

~~＜観点(5)＞~~ 本学では、OA教室及び複数のラーニング・コモンズにはLAN設備を配置し、学生の資格取得等学力向上に努めており、職員用にもそれぞれコンピュータを配付し、教職員の研究・執務の充実に努めているところである。

2014（平成26）年度には情報システム運用基本方針並びに情報システム運用基本規定を定めている。これらを教職員に周知し、情報セキュリティの向上に努めている。（備付資料規程集-32）

教職員のコンピュータは、学内のシステムとして作動し、特に多くの個人情報等を保有していることから「個人情報管理規程」を整備し、また学生の個人情報の管理として「保有学生個人情報管理規程」及び「同保護規則」を整備するとともに、コンピュータシステムのセキュリティ対策として、市販のセキュリティソフトを導入し、個人情報等の保護に努めている。（備付資料規程集-33、34）

~~＜観点(6)＞~~ 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全への配慮については、次の通りである。

ア 省エネルギー

学内では、運営するうえにおいて、多量の光熱水量を消費しているところであるが省エネルギー対策として節電、節水に努めている。

また、2016（平成28）年度末に完成した新校舎においては、地熱冷暖房システムにより、エアコンの節電効果を高めるシステムを導入した。

イ 省資源対策

学園から排出される廃棄物は、現在、可燃物ゴミ、不燃物ゴミ、空き缶・瓶等、分別収集が行われており、リサイクル可能な廃棄物はリサイクル資源化し、省資源対策が推進



されている。

また、地域周辺の保護者団体と連携し、新聞、雑誌等リサイクル可能な廃棄物は、リサイクル資源として収集しており、地域活動に貢献している。

ウ その他地球環境対策

学内トイレ内の蛇口に「節水コマ」を取り付けて節水の強化を図っている。

空調機の節電対策として、定期的に空調フィルターの清掃を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

27：階段のみの校舎に対するエレベータの設置は、諸般の事情により困難な状況である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 (P50~58)、2-1 履修ガイド、10 シラバス

備付資料 19 オリエンテーション資料一式、40 学内 LAN 敷設状況、40-1 学内 LAN 仕様書、  
41 0A 教室配置図、41-1 教員配布 Office365 設定資料、41-2 情報委員会予算、41-3  
OFFICE365 契約書、41-4 Moodle 契約書、41-5 短大事務局備品台帳

備付資料規定集 35 湊川短期大学情報セキュリティポリシー

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

~~<観点(1)>~~ 学科・専攻課程にあわせた教室・備品の整備を行っており、0A 教室以外のすべての普通教室にもプロジェクターやスクリーン、DVD 機器等を備えている。またラーニング・コモンズにもプロジェクターや貸し出し用の PC 等を備え、学修成果の獲得をサポートしている。(備付 - 38)

さらに 2016 (平成 28) 年度末には新校舎が完成したことにより、各教室にプロジェクター、スクリーン、マイクが設置されている。また、0A 教室も更新されて新しい PC が導入され、教育環境を充実させることができ、平成 30 年度はうまく運用できている。(備付 - 40、41)

~~<観点(2)>~~ 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づく情報技術の向上に関するトレーニングとして、新任教員向け研修会 (ID 配布、HDD 貸し出し、ID アクティベート・メー

ル利用・携帯電話等との同期設定、オリエンテーションにおいて新入生に対し指導を必要とする事前準備)を各学科・専攻の情報委員会所属の教員から新任教員に対して行い、学生に対してはオリエンテーション期間にPC等の使い方について指導を行っている。(備付 - 19、36-2、41 - 1)

また、人間生活学科人間健康専攻及び幼児教育保育学科では、OA教室を用いた授業が設定されており、MOS (Microsoft Office Specialist) 資格の取得を目指した教育を行うことで、情報技術の向上に役立っている。(提出 2 - 1、10)

~~＜観点(3)＞~~ 技術的資源と設備の両面における計画的な維持、整備に関しては、2016 (平成 28) 年度末に新校舎の建築が完了し、技術的資源と設備を更新・充実してきている。サーバーやファイアウォールの更新等も、情報委員会の計画に基づき計画的に維持、整備されている。

(備付 - 41 - 2)

~~＜観点(4)＞~~ CPに基づいて技術的資源の分配の見直や、活用をしている。具体的には各教員にはPCを配布し、学生には学内の複数個所に自由に使えるPCを配置する等している。2015 (平成 27) 年度に設置したMoodleのサーバーは、2016 (平成 28) 年度から本格的に運用している。2019 (令和元) 年度では、Moodleを活用している授業は少ないものの、対象授業を増やす努力をしている。また、現在は、情報教育支援システム(Wingnet)、ロール紙プリンター、3Dプリンターを導入できた。今後の教育に活用することが期待されている。(備付 - 41、41 - 4)

人間生活学科人間健康専攻では、医療事務のソフトを導入し、医療秘書検定対策を行えるように整備している。2018 (平成 30) 年度には医療事務のソフトを更新している。

~~＜観点(5)＞~~ 教職員による学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいた授業や学校運営に活用するための、学内のコンピュータ整備に関しては、事務職員には1人一台のPCが貸し出されている。しかし、教員にはPCが配置できていなかったが、現在は教員にもPCを貸与されている。非常勤講師には専用のPCを用意し、授業のごとの貸出しを行っている。さらに非常勤講師室にもPCを設置するなどの整備を行っている。

2016 (平成 28) 年度の校舎建設にともなうキャンパス整備事業に伴い、学内ネットワーク機器の移設だけでなく、新校舎内サーバー室を中心としたキャンパス内のネットワーク配線及びネットワーク機器の大幅な再構成を行い、2018 (平成 30) 年度以降は適切に運用できている。

~~＜観点(6)＞~~ 学内LANに関しては、キャンパス内のほぼすべての研究室・事務室及び教室に整備し、本館全域及び各棟内ラーニング・コモンズを中心とした部分的に無線LANのアクセスポイントを整備している。このため校舎内のほとんどの場所でネットワークに接続が出来る。無線の届かない一部のエリアの整備が課題である。なお、学生が使用するネットワークと教員が使用するネットワークは分けるように、運用されている。またoffice365のクラウドサービスを利用することで、ファイルのやり取りが出来るようにしている。(備付 - 41 - 5)

今後はキャンパス内のアクセスポイントを充実させ、授業で活用できるように整備していくことが課題の一つであり、普通教室に無線LANのアクセスポイントを設置し、学生自身が学内の貸し出し用PCでインターネットにアクセスすることが出来るようにすることで、さらに教育の質が向上させる必要がある。(備付 - 40)

~~＜観点(7)＞~~ 教員は、新しい情報技術(MoodleやWingnet)などを活用して、効果的な授業を行っている。(提出 - 10)

~~<観点(8)>~~ OA 教室が整備されており、1 クラスが授業を展開できるだけの PC 及び、教員用 PC を設置している。授業で使用する以外に、授業外で学生が課題や研究に取り組めるよう、自由に利用することができるようになっている。(備付 - 41)

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>  
特になし

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>  
特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 17 活動区分式収支計算書（学校法人全体）、17-1 資金収支計算書・資金収支内訳表、18 事業活動収支計算書の概要、18-1 事業活動収支内訳表、19 貸借対照表の概要（学校法人全体）、20 湊川相野学園中期計画、20-1 「湊川短期大学改組計画」（2018.2.20）、7-2 学校法人湊川相野学園 Web サイト「事業報告書」（計算書類）、21 学校法人湊川相野学園事業報告書、22 学校法人湊川相野学園事業計画書・予算書

備付資料 1 湊川相野学園七十周年記念誌、16 「卒業生の学習の成果が仕事に反映されているか確認するアンケート調査」（事業所）、17 「卒業生の学習の成果が仕事に反映されているか確認するアンケート調査」（卒業生）36 FD・SD 活動の記録、46 理事会議事録、46-1 評議員会議事録、46-3 理事長室会各種資料、46-4 湊川短期大学中期計画 FD（資料・出席者名簿）、46-5 湊川短期大学中期計画づくり作業資料、46-6 将来計画委員会（名簿及び資料）、46-7 学外者による授業評価アンケート関連 FD 資料、46-8 学内科研募集要項、46-9 学内科研報告書

備付資料規程集 36 資産運用管理規程

- ・ 地域連携会議資料 地域連携議事録 募集要項（2018） 出張命令・復命書（2018）  
高校訪問記録 資料：改組イメージと日程（2018.5.29 作成）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
  - ⑥ 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は帰属収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適切である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算

を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 毎年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿とうに適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

~~<観点(1)>~~ 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

~~<観点(1) - ①~⑬>~~ 2017(平成29)年度・2018(平成30)年度における資金収支については、設備更新等による資本的支出が一段落し資金収支はプラスを維持している。事業活動については、改修工事等が一段落し、2016(平成28)年度以降は黒字決算であるが、学生・生徒数の減少により黒字高は減少傾向にある。(提出 - 17、17 - 1)

法人と各校種等の部門別において収入・支出超過の理由の把握とその解析は行っている。(提出 - 17、17 - 2) →分析が掲載されているのか?

大規模な改修工事と固定資産の新規取得が2018(平成30)年度で完了した。その結果、貸借対照表も2014(平成26)年と比較をして、固定資産と有利子負債が増加しているが、財政状況を著しく悪化させるものではなく、健全に推移している。(提出 - 19、7 - 2)

法人全体では依然として収支はプラスであるが、短期大学における資金収支は資本的支出がなければプラスではあるが、事業活動収支はマイナスである。2019(平成31)年度予算においては、短期大学は資金収支・事業活動収支はともにマイナスとなることが予想されている。(提出 - 17、18、18 - 1、7 - 2)

法人全体では存続可能である。しかし、短期大学単体での事業活動収支は慢性的赤字であり、特段の資本的支出が無い状況で資金収支が赤字になれば、存続そのものの意義が財政的には問われる。(提出 - 17、7 - 2)

退職給与引当金などは要設定額(期末要支給額の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛け金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額)どおりに引き当てられ、目的どおりに使用されている。(提出 - 17 - 1)

資産運用規程は整備され、規程どおりの運用を行っている。また、必要に応じ規程は通常の手続きをもって改定されている。(備付資料規程集 - 36)

教育研究経費は過去5年間、継続して帰属収入の20%を超過している。(具体的な数字があったほうが良いのでは?)

近年、大規模な設備投資や修繕等を行ったため、教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)は過大配分と言わざるをえない状況であったが、2018(平成30)年度は適切な状況と言える。(提出 - 18、18 - 1)

公認会計士により年間16回の監査が行われ、指摘事項があった場合には、その都度対応している。(根拠資料不明)

寄付金の募集は一般寄付金・現物寄付金ともに適切な募集と処理が行われている。また、特

別寄付金(100周年寄付金)についても同様である。学校債は現在のところ発行はなく、また残債も無い。(備付 - 42、42 - 1、42 - 2、42 - 3)

定員充足率は慢性的に、100%を達成することができていない。妥当な水準の年もあるが、稀である。各年度4月1日現在の充足率は2014(平成26)年度が90.0%、2015(平成27)年度が85.8%、2016(平成28)年度が89.4%、2017(平成29)年度が94.2%、2018(平成30)年度が84.4%となっている。

法人全体では維持していると言えるが、短期大学単体の単年度収支から鑑みると収容定員に相応しい収支であるとは言えず、本学単体で経済的に安定しているとは言い難い。(提出 - 7 - 2、17 - 1、)

法人及び本学の予算編成は、経常的予算の「維持予算」と単年度スポットでの予算としての「目的予算」とで管理している。毎年2月中に各部署等の要望を聞き取り、短期大学事務局総務課と法人事務局会計課にて予算案を作成し、3月上旬での理事長室会で予算案を精査する。そこで精査され、差戻事項がなければ、3月下旬の評議員会で審議され、理事会にて決定される。中長期計画に予算的な割振りはないが、概ね中長期計画に則って予算編成がされているかは精査・審議を通じてチェックされている。(提出 - 20、22、備付46 - 4、46 - 5)

~~＜観点(2) - ① - ⑥＞~~ 本学では、事業計画及び予算について、学長を通じて運営会議及び教授会で報告され、各部署責任者に速やかに伝達され、予算の執行の許可と指示を行っている。(備付 - 8 - 4、)

予算の執行と支払いの決済に関しては経理規程に基づき行われている。支払いの実務は法人事務局会計課にて行われ、会計処理も同部署にて行われている。また、予算が超過した場合や期中に追加支出が必要となれば、補正予算案を作成し当初予算と同様の手続きを経て決議される。(備付 - 46、46 - 1、備付資料規程集 - 22)

日常的な出納業務において経理責任者は20万円以上の支出は理事長の決済を経て支出している。また、資金残高の状況、月次ベースでの出納の状況は逐次報告できる体制にある。

有価証券の管理台帳にて残高と利金が管理されている。また現金預金については、現金出納簿及び預金管理台帳に管理され、月次決算時に出納簿及び通帳等と総勘定元帳残高と一致しているか確認している。また、有価証券の購入及び売却については理事長の決済を経て行われている。(備付 - 46)

月次試算表は経理システムで各校種ごとに作成し、適時報告している。また、予算執行に大きく変動がある場合は別途資料を作成し報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。

- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

~~<観点(1)>~~ 法人が策定する中期計画づくりと連動して、本学の将来像をテーマとする FD を開いており、少子化の中でどのような特色を持つ短大にしていこうとするのかについての話し合いが行われている。また 2018（平成 30）年 8 月末より湊川短期大学将来計画委員会が再組織され、短期大学の中期計画づくりの作業が開始され、経営的観点を含んだ短大の将来像を明確にする取り組みを始めている。（備付 - 46 - 4、46 - 5、46 - 6）

~~<観点(2)>~~ 短大の将来像を明確にするには、建学に関わる歴史を掘り下げる必要があるが、3 度の災害に遭った歴史を持つ湊川短期大学には古い歴史を示す資料が皆無の状態である。その中で、少しずつだが過去の歴史を訊ねる作業が開始され、一定の成果を見ている。（備付 - 8 - 4）

湊川短期大学の強みと弱みを明らかにすることを目的に、卒業生および雇い主を対象とするアンケート調査を実施している。その結果は集約され、教授会等で報告し全教職員で共有されている。また中期計画を策定するための短期大学の将来像をテーマとする FD において、本学の強みと弱みを議論の要件として取り入れ、学内者の見方として分析をする努力をしている。さらに学生の授業アンケートを学外者から評価してもらう FD を開いており、客観的な目から見た授業方法改善につなげる努力をしている。また地域連携会議において、湊川短期大学の教学に関わる資料を話題に取り上げ、学外者から見た本学の教育の特色を明らかにし確認しようとしている。（備付 - 16、17、46 - 4、46 - 5、46 - 6）

~~<観点(3)>~~ ~~①~~ ~~④~~ 学生募集については遠隔地へも募集に出向き、寮費（家賃相当）を無料にするなどして、本学への出願に結び付けるように努力をしている。また成績優秀者については奨学金（入学金全額免除、授業料一部免除）を出すなどして優秀な学生を集める努力もおこなっている。また教員が直接高校訪問をし、進学説明会や進路ガイダンス等を担当することで、生徒との接触を増やしている。学納金については、募集要項に示し、これまでに入学金と施設設備費のバランスの変更など、状況に応じ可能な範囲で実質的な学納金の増額を図っている。このことから、募集対策と学納金計画は明確であると考えられる。（提出 - 4）

採用人事においては、当該学科の将来展望をもとに教員の年齢構成、専門を考慮した人事配置をしている。また 2018（平成 30）年度より開始した湊川短期大学の改組計画の一部に人事計画が組み込まれており、組織の統廃合と連動させた人事計画が進行している。この計画は 2019（令和元）年度に策定予定の法人の中期計画として再構成され、さらに計画の具体化を進めることになっている。（提出 - 20、20 - 1）

2019（令和元）年度湊川相野学園が創立 100 周年を迎えるにあたって、2014（平成 26）年度から 5 年計画として、学園全体のキャンパス整備を行った。2015（平成 27）年度に 1 号館・3 号館・5 号館改修、4 号館解体。2016（平成 28）年度新本館新築、旧本館・2 号館（一部）解



湊川短期大学

体。2017（平成 29）年度には、最終工事として外構整備、1 号館改修を行った。

外部資金を獲得するために FD を通して、短期大学をめぐる政策動向や議論の焦点についての情報の提供・共有と、共通理解の確立に努めており、一体感を持った学内体制の確立に努めている。また科学研究費を獲得することができるための準備的な措置として、学長裁量経費を用いた学内科研制度を設けるなどの支援体制をとっている。なお遊休資産の処分等の計画は、今のところない。（備付 - 36、46 - 8、46 - 9）

＜観~~点~~(4)＞—人間生活学科人間健康専攻と幼児教育保育学科にて定員を超過している年があるが、本科トータルでは定員内である。また、日本私立学校振興・共済事業団の補助金配分基準にも抵触しておらず定員管理はできている。経営的観点からすれば、人間生活学科生活福祉専攻と専攻科健康教育専攻及び専攻科幼児教育専攻については在籍者数が収容定員の 50% 程度の状態が続いており、何らかの対策が必要である。人間生活学科生活福祉専攻については留学生の導入についても模索したが、学生確保の目途がたたず、2018（平成 30）年度より学生募集を停止し、全ての学生が卒業する 2020（令和元）年 3 月をもって廃止することが理事会にて決定している。専攻科幼児教育専攻についても学生の確保が難しく 2020（令和元）年度より学生募集を停止し、全ての学生が卒業する 2021（令和 3）年 3 月をもって廃止することが理事会で決定している。専攻科健康教育専攻については養護教諭一種の免許を目指すものであり、キャリアアップ及び上位志向者の支柱として存続が必要と考える。

（在籍者数は 4 月 1 日現在）

		2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
人間生活学科(計)	収容定員(A)	160	160	160	160
	在籍者数(B)	119	122	125	107
	比率(A/B)	74.4%	76.3%	78.1%	66.9%
人間生活学科(内訳)	収容定員(A)	80	80	80	80
	人間健康専攻	86	87	85	79
	比率(A/B)	107.5%	108.8%	106.3%	98.7%
生活福祉専攻	収容定員(A)	80	80	80	80
	在籍者数(B)	33	35	40	28
	比率(A/B)	41.3%	43.8%	50.0%	35.0%
幼児教育保育学科	収容定員(A)	200	200	200	200
	在籍者数(B)	187	199	211	197
	比率(A/B)	93.5%	99.5%	105.5%	98.5%
本科全体	収容定員(A)	360	360	360	360
	在籍者数(B)	306	321	336	304
	比率(A/B)	85.0%	89.2%	93.3%	84.4%
専攻科健康教育専攻	収容定員(A)	20	20	20	20
	在籍者数(B)	13	14	10	8
	比率(A/B)	65.0%	70.0%	50.0%	40.0%
専攻科幼児教育専攻	収容定員(A)	20	20	20	20
	在籍者数(B)	8	11	13	13
	比率(A/B)	40.0%	55.0%	65.0%	65.0%

1) 人件費のバランス

人件費の配分率は人間生活学科と幼児教育保育学科とで概ね半々である。前述の収容定員と在籍学生数からすれば人間生活学科と幼児教育保育学科の配分は 1 : 2 が妥当であるが、人

## 湊川短期大学

間生活学科は養護教諭免許と介護福祉士受験資格、幼児教育保育学科は幼稚園教諭免許、保育士等の国家資格付与のためにそれぞれ所定の教員数を確保する必要がある。このため人件費の配分は上記のようなバランスになっている。ただし、前述の人間生活学科生活福祉専攻の廃止及び専攻科幼児教育専攻の廃止のタイミングで免許・資格付与のための教員確保の制限がなくなるので、非常勤講師も含めた担当科目を見直し、教員配置の最適化を行う。

### 2) 施設設備費

設備費については償却費が支配的で、2015（平成 27）年よりキャンパス整備に着手し、教室のリニューアル化の償却が始まる 2016（平成 28）年度から上昇している。特に耐震強度不足対策として本館建替えの償却が始まる 2018（平成 30）年度をピークとして、2019（令和元）年度からは減少する見込みである。耐震化対策は学生の安全のために必須な事業であり、必要な設備費である。

2015（平成 27）年から 2018（平成 30）年までの収容定員と在籍者数の推移は次の表の通りである。

~~＜観点 (5)＞~~—短期大学の経営状況をテーマとする FD を開いてきており、経営情報は公開され危機意識の共有が図られている。将来計画委員会が作られ、経営情報に基づく短期大学の中期計画づくりが進んでいる。

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

28：慢性的な学生数の定員未達による学生数の不足。

29：新規設備投資による減価償却費の増加。

30：学生数に比して奨学費が多い。

31：慢性的な赤字体質であり、学生定員数・現員数に基づいた組織体制づくりが必要。

32：見通しのつけにくい時代にあって、短期大学の将来像を明らかにすることは、極めて重要な課題である。

33：教員数の削減計画の実施に伴うバックアップ体制を構築するために、構成員の当事者意識を醸成する必要がある。

34：外部資金を計画通りに取得するために、一層の研究条件および体制の整備を図る必要がある。

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題②③④⑤ SD推進委員会を定期的実施し、計画的に能力向上、改善に取り組む。事務職員に求められる事務上の専門能力に加え、多様な学生支援に対応できる資質の検討、求められる専門性・資質の向上に向けた研修や連携のあり方、業務分担の見直し、物理的環境整備などを、SD活動として取り上げていく。

<実施状況>

FDとSDを一つの委員会として統合し、合同での委員会及び研修の実施となっている。FD・SD委員会として定期的に打ち合わせを行い、事務職の研修・連携のあり方について検討をしている。定期的にSD活動を実施している。

課題⑥⑦ 就業時間の遵守、出退勤、出張、年休などの把握について、適切な仕組みを検討する。

<実施状況>

出退勤については、出勤時に短大事務局にて押印することを教授会で確認している。また、出張・年休等についても事前に書類提出をするようにし、多くの教員が順守している。動静についてリアルタイムでの把握は現実的ではない。

課題①⑤⑨⑩⑬⑭ 機器・備品、施設・設備には老朽化しているものも多いが、短期大学の財務状況の中でそれらを短期に更新することは困難である。財政面での工夫（学生数の安定した確保等による収入増や支出の見直しなど）を行うとともに、優先順位を明確にして年次計画で更新していく。

<実施状況>

第三者評価受審以降に一度すべて更新しており、5年リースとしている。新校舎に移行する際に更新可能な設備については更新を行った。現在は養護教諭が職員及び教員でおり、看護師免許を持っている教員もいるため、応急措置などの対応は可能な状況となっている。図書館入口についてはスロープを設置した。2号館と5号館についてはスロープの設置が困難な状況である。学園食堂については、以前よりはアクセスをやすく改善を行った。毎年度、目的予算を組む中で、実習・遠州室に必要な備品の更新を認めてもらえるように申請を行っている。

課題⑪⑭ 視聴覚および情報通信機器対応の普通教室を年次計画的に増やす。

<実施状況>

新校舎を含め、ほぼ全ての校舎において視聴覚機器対応としているが、簡易型のスクリーンの活用を含めての状況であり、改善が必要。ほぼすべての普通教室で情報通信機器に対応ができています。しかし、一部、wifiの電波が弱い教室がみられるため、順次対応を行う。

課題⑫ 図書館蔵書について、一般教養図書や洋書を整備できるよう、購入予算の獲得と配分について検討する。

<実施状況>

第三者評価受審以後、一般教養図書と洋書を整備するために、従来の選書に加えて、一般教養図書と洋書の選書をお願いし、蔵書が増加しつつある。

課題⑮⑯⑰ 短期大学分の消費支出が支出超過であるため、適切な支出が実現するよう、収入、支出の現状を精査し、学生数確保に向けた取り組みを検討する。平成 26 年度入学生から、学納金・奨学金制度の見直しを実施する予定である。

<実施状況>

入学金や施設設備費、短大独自の奨学金制度の見直しを行い、給付額を引き下げ、適切な収支の実現に向けて実施をしている。入学金や施設設備費、短大独自の奨学金制度の見直しを平成 26 年度から行い、給付額を引き下げ、適切な収支の実現に向けて実施をしている。学費や奨学金制度の見直しや可能な範囲での予算の削減など、支出の削減に取り組むとともに、収入増加に向け、特に学生確保に力を入れている。

課題⑱ 校舎の耐震補強に順次取り組んでいく。平成 25 年度は、2 号館の耐震診断を実施する予定である。

<実施状況>

新校舎の完成に伴い、すべての校舎の耐震補強が完了した。

課題⑳㉑ 中長期の将来計画の策定を行う。将来計画に基づく計画的な教職員採用に努める。

<実施状況>

教員の年齢構成について、採用段階においてある程度検討の目安としている。助手での採用が困難なため、若手は非常に少なく限られている。中長期計画は一度策定を行い、学園全体及び短大内で共有を行った。また計画の見直しを 2 年前に行い、現在は将来構想委員会として委員会に位置付けられている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

24：researchmap への公開は教員個人に委ねられており、公開している教員が少数に止まっている。

<改善計画>

Researchmap への周知を再度行い、理解を深める。

25：次年度に向け、就業規則及び諸規程集の齟齬を整備する。

<改善計画>

働き方改革関連法案の制定に対応して、学園の就業規則（専任及び有期雇用者）の見直し、関連する各校種の規程の見直し作成を行っている。

26：出・退勤は出勤簿にて管理を行っており、時間管理までには至っていない。労働安全衛生法に基づき労働時間の把握義務に向け、次年度より客観的な方法として出勤簿に出退勤時間を記入し把握する方法を導入する。

<改善計画>

就業規則に関する規程に出退勤に関する規程をおこない、次年度からは、出勤簿のフォームを変更して、短大教員については押印とともに出勤時間と退勤時間を記入するようにする。職員については学園全体でデータで管理を行うようにする。

27：階段のみの校舎に対するエレベータの設置は諸般の事情により困難な状況である。

<改善計画>

エレベータを使用することが必要な学生の入学に当たっては教室の配棟を配慮するなど、

可能な範囲での対応を行っていく。

28：慢性的な学生数の定員未達による学生数の不足。

<改善計画>

慢性的な学生数の定員未達による学生数の不足を克服するため、学科・専攻課程の再編による定員削減の効果を上げるべく、さらに学生確保に努力する。

29：新規設備投資による減価償却費の増加。

<改善計画>

新規設備投資による減価償却費の増加に対応するために、入学者の確保のほか教員定数の削減、無駄な経費の削減等に取り組む。

30：学生数に比して奨学費が多い。

<改善計画>

奨学金が優秀な学生募集につながるという成果を明確にしなが、奨学金の全体的な見直しを含む新たな奨学金制度を検討する。

31：慢性的な赤字体質であり、学生定員数・現員数に基づいた組織体制づくりが必要。

<改善計画>

慢性的な赤字体質を克服するために、学生数の確保及び教員数の適正化を図る。

32：見通しのつけにくい時代にあつて、短期大学の将来像を明らかにすることは、極めて重要な課題である。

<改善計画>

見通しのつけにくい時代にあつて、短期大学の将来像を明らかにすることは、極めて重要な課題であることに鑑み、構成員全員で将来像を描くための取組をする。

33：教員数の削減計画の実施に伴うバックアップ体制を構築するために、構成員の当事者意識を醸成する必要がある。

<改善計画>

法改正に伴う短期大学の中期計画作りが必要になったことを機に、法人の中期計画の一部として本学の中期計画作りに取り組む。

34：外部資金を計画通りに取得するために、一層の研究条件および体制の整備を図る必要がある。

<改善計画>

外部資金を計画通りに取得するために、講習会等の開催等を検討する。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

提出資料 23 湊川相野学園寄附行為

備付資料

備付規程集

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## &lt;区分 基準Ⅳ-A-1 の現状&gt;

理事長は、校祖幸田たま女史の教育への情熱と姿勢を継承した前理事長から、また周年記念冊子に残る教職員や卒業生の言葉から、本学園の建学の精神と教育理念についての理解を深め、不変の精神を基軸にした学園の発展を心がけている。(備付 - 2、3、4)

理事長は、湊川相野学園寄附行為第 7 条の 2（理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。）により選任されている。

理事長は、私立学校の独自性と公共性を絶えず意識しながら、学校法人の代表として「湊

## 湊川短期大学

川相野学園寄附行為」に基づき、学園全体を掌握し、それらの業務を総理している。(提出 - 23)

理事長は、「湊川相野学園寄附行為」に基づき、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、本学園の監事 2 名による財務及び運営に関する監査を受け、監査報告を付した実績報告書を理事会に提出し、議決を受けたのちに、評議員会に諮問し、意見を聴取している。(備付 - 46、46 - 1)

理事会は、学校法人の最高意思決定機関であり、私立学校法第 36 条及び「湊川相野学園寄附行為」第 18 条に基づき、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。(備付 - 46、46 - 1)

理事会は、「湊川相野学園寄附行為」第 18 条第 3 項に基づき、理事長が招集し、議長を務めている。特に重要事項については、あらかじめ内部の常任理事(理事長、常務理事、学長、校長、理事会において選任された園長、法人事務局長) 6 人から構成されている常任理事会(原則、毎月 1 回)を開催し、必要に応じて意見を聞き、理事会の諮問事項に上程している。(備付 - 46)

理事会は、短期大学の認証評価の意義を理解し、体制を整え、必要な役割を担っていると共に、理事会は、学校法人全体の運営に法的な責任があることの意識をしており、短期大学の運営にも責任があることは十分に理解し、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程は整備している。法改正等の状況にあわせて行う規程の改正については、すでにある規程との整合性を絶えず考慮し、常任理事会・理事会の意見を参考に改正している。(備付 - 46)

理事は、私立学校法第 38 条及び「湊川相野学園寄附行為」理事の選任第 8 条の規程(①学園長②湊川短期大学の学長及び三田松聖高等学校校長③法人の事務局長④湊川短期大学附属幼稚園・保育園の園長のうちから理事会において選任した者 1 人⑤評議員のうちから理事会において選任した者 2 人又は 3 人⑥学識経験者のうち、理事会において選任した者 2 人又は 3 人)に基づき選任されており、学校法人の建学の精神や教育理念を良く理解し、法人の健全な運営に積極的に参加して頂ける学識及び識見を有する人材を選任している。(備付 - 46)

理事の定員については、「湊川相野学園寄附行為」第 7 条役員において理事 9 人以上 11 人以内であり、平成 30 年度は理事 10 人であり、条件を満たしている。

学校教育法第 9 条(校長及び教育職員の欠格事項)の規程については、「湊川相野学園寄附行為」第 12 条第 1 項(1)法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。(4)役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。と定めることで準用している。

### 2018(平成 30)年度理事会開催

	日時	出席理事	出席監事
第 1 回	平成 30 年 5 月 28 日 10:00~11:50	10 名	2 名
(審議事項) (案)	・平成 29 年度決算	・平成 29 年度事業報告	・平成 30 年度予算

湊川短期大学

第2回	平成30年5月28日 15:10~17:00	9名	1名
(審議事項)	・平成30年度補正予算(案) ・三田松聖高等学校学則の変更		
第3回	平成30年9月19日 14:00~17:25	9名	1名
(審議事項)	・平成30年度補正予算 ・平成30年度給与、賞与改定 ・三田松聖高等学校学納金の変更 ・湊川短期大学学則の変更 ・平成31年度入学、入園募集計画 ・湊川短期大学の第三者評価		
第4回	平成31年1月25日 16:30~17:32	10名	2名
(審議事項)	・就業規則の作成		
第5回	平成31年3月22日 14:00~16:00	10名	1名
(審議事項)	・附属幼稚園の2号基本金組入れ ・平成31年度予算		
第6回	平成31年度3月29日 10:00~11:16	10名	2名
(審議事項)	・理事の選任、再任 ・附属園長の承認、再任 ・評議員の推薦 ・湊川短期大学、三田松聖高等学校学則の変更		
第7回	平成31年3月29日 15:10~17:25	10名	2名
(審議事項)	・平成30年度補正予算 ・平成31年度事業計画(案) ・平成31年度予算(案) ・湊川相野学園就業規則の変更 ・湊川短期大学、三田松聖高等学校学則の変更		

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

なし

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし



**[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]**

＜根拠資料＞

提出資料

備付資料 8-4 教授会議事録、8-5 2018年度委員会・ワーキンググループ・センター委員  
担当者表備付規程集 7 湊川短期大学懲戒規程

**[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準IV-B-1の現状＞

学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

## 湊川短期大学

学長の人格は高潔であり、神戸大学名誉教授の称号を持つほか日本社会教育学会の会長を務めたという経歴を有している。また大学院以来、教育行政学を研究テーマとしており、大学運営に関する高い識見を有している。(備付 - 47)

学長は建学の精神を掘り下げる湊川研究を提唱することを通じて、本学の教育研究の向上・充実に向けて努力している。成果としてこの間、「湊川のあゆみ」が一定の定着を見ているほか、キャリア教育センター・地域連携センター・学生相談センターの設立が実現した。

(備付資料規程集 - 6、8、9)

湊川短期大学懲戒規定が定められている。(備付資料規程集 - 7)

学長は事務局長との密接な連携の下、所属職員の統督に当たっている。

学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。(備付資料規程集 - 10)

学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。(備付 - 8 - 4)

教授会開催時にはその都度の協議事項及び報告事項が明示されており、学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。(備付 - 8 - 4)

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。(備付 - 8 - 4)

本学には合同で審議すべき併設大学が存在しないため、規定は存在しない。また教授会も開く必要がないため、開いていない。

毎月の教授会での審議は、議事録として残され適切に管理されている。(備付 - 8 - 4)

学長は教授会等で、折に触れて学修成果および三つの方針をめぐる政策動向とその意義を教職員に周知し認識の共有を図っている。また学科等においても、これらに関する議論が積み重ねられ年度末の方針の見直しに生かされており、教授会は学修成果及び三つの方針に関する認識を有している。(備付 - 8 - 4)

種々の委員会・ワーキンググループ・センターの規定が設けられており、それを基に学長は、年度当初および後期の初めに各種委員会、センター等の構成員の案を教授会に提出、決定の後各委員会はそれぞれ活動を適切に展開している。委員会等の活動の進捗状況は教授会で報告され、共有されている。(備付 - 8 - 4、8 - 5)

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

なし

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

**[テーマ 基準IV-C ガバナンス]**

**<根拠資料>**

提出資料

備付資料

備付規程集「湊川相野学園寄附行為」

**[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

**<区分 基準IV-C-1 の現状>**

監事は、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任しており、「湊川相野学園寄附行為」第 9 条監事の選任（監事は、この法人の理事、評議員又は職員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。）に基づき選出される。監事は、自らの役職の意味を十分認識して、法人の経営方針、業務ルールの順守、経営及び業務の有効性及び効率性の向上等の法人全体の業務や財政の状況を法令及び寄附行為等の規程に基づいて適宜監査しており、理事会及び評議員会はもちろん常任理事会にも出席し必要に応じて意見を述べている。

監事は、私立学校法及び「湊川相野学園寄附行為」第 17 条（監事の職務）に従い、監査報告については、毎会計年度、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、5 月に開催される理事会及び評議員会に提出するとともに、意見を述べている。

監事は、「湊川相野学園寄附行為」第 7 条により定員 2 人であり、現員は 2 人である。監事は本学園の建学の精神をよく理解しており、財務の状況については、税理士の資格を有する監事、学園全体の業務については過去に民間の企業、他大学の事務局長の経験を有する監事を配置し、専門的な学園の財政運営、他大学の現状等について、適格な意見を述べている。

監事は、「湊川相野学園寄附行為」第 17 条監事の職務（①この法人の業務を監査すること②この法人の財産の状況を監査すること③この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出すること④第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること⑤前号の報告をするために必要があるときは、理事長にたいして評議員会の招集を請求すること⑥この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること）に従っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

2018（平成30）年度の評議員会は25名（湊川相野学園寄附行為第21条で定められている定員は19名以上25名以内）で、理事の定員が9～11名であるため、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、構成されており、法令及び寄附行為の規程に基づき運営されている。

評議員には、①この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者11人以上16人以内②この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者1人③この法人の設置する学校に在籍する学生・生徒の保護者のうちから、理事会において選任した者2人④学識経験者のうちから、理事会において選任した者5人又は6人、と「湊川相野学園寄附行為」第25条に規定している。

評議員会の運営について、私立学校法第42条に基づき、評議員会を理事会の諮問機関として位置付けており、理事長は、「湊川相野学園寄附行為」第23条（次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない）により、①～⑧の事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後に、理事会でそれらを審議している。

- ① 予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金処分
- ② 事業計画
- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④ 寄附行為の変更
- ⑤ 合併
- ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦ 寄付金品の募集に関する事項
- ⑧ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、定例評議員会を年3回（5月、9月、3月）行い、その他理事長が必要と認めた場合、臨時評議員会を招集し、諮問機関として適切に運営されている。

2018（平成30）年度評議員会開催

	日時	出席理事	出席監事
第1回	平成30年5月28日 13:00～14:50	24名	2名
(諮問事項) ・平成30年度補正予算(案) ・三田松聖高等学校学則の変更			

湊川短期大学

第2回	平成30年9月19日 13:00~13:50	20名	2名
(諮問事項) ・平成30年度補正予算 ・三田松聖高等学校学納金の変更 ・湊川短期大学学則の変更			
第3回	平成31年3月29日 13:00~14:55	22名	2名
(諮問事項) ・評議員の選任、再任 ・平成30年度補正予算 ・平成31年度 事業計画(案) ・平成31年度予算(案) ・湊川短期大学、三田松聖高等学校 学則の変更			

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。本学のWebサイトで教育情報の公開をしている。

財務情報の公開については私立学校法第47条第2項に基づき、情報公開規程を整備し、開示している。本学のWebサイトでは財務情報の公開も開示し、学園機関紙「みなとがわ」でも財務情報等の公開を行なっている。学校法人の情報公開については、湊川相野学園のWebサイト及び学園誌「みなとがわ」に事業報告書ならびに決算報告書を公開し、社会に対する説明責任を果たしている。(備付-4-1、46-2)

法人事務局においては、利害関係者の方にはいつでも閲覧できる体制を整えている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

なし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

なし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題①国や県の動向を調査、把握する部署を設置するなどの仕組みを確立し、そのデータを意思決定に活用できるような体制を整備する。

<実施状況> IR 委員会を本学に設置した。

課題②短期大学諸規程の変更などに応じ、諸規程全体の整合性を図るよう、常に諸規程の記述内容を管理する部署等を置く。

<実施状況> 現在は短大事務局において管理を行い、随時更新をしている。

課題③資金運用について、市場の状況を鑑みながら、契約解除処理などを適切なタイミングで行う。

<実施状況> タイミングを計りながら実施している。

課題④理事長及び常務理事に対し、予算執行状況を定期的に報告し、適切かつスムーズな運営を行っていく。

<実施状況> 予算執行状況は定期的に報告し、スムーズな運営に寄与している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし